

第二期中長期事業計画 財政健全化計画

平成 27 年 2 月

公益財団法人武藏野市福祉公社

目 次

第二期中長期事業計画策定にあたって	1
中長期事業計画	2
1 第1期中長期事業計画の達成状況	3
(1) 公社全体としての課題	3
(2) 在宅サービス課	3
(3) ホームヘルプセンター	3
(4) 北町高齢者センター	3
(5) 高齢者総合センター	4
(6) 在宅介護支援センター	4
(7) 補助器具センター	4
(8) デイサービスセンター	4
(9) 社会活動センター	5
2 福祉公社を取り巻く社会状況	6
(1) 社会経済状況	6
(2) 高齢者の状況	6
(3) 行政施策	7
(4) 民間サービスの状況	7
(5) 財政援助出資団体の在り方	8
3 基本課題	9
(1) すべての市民が安心して生活を送れる	9
(2) 健康で活動的に暮らし続ける	11
(3) 低所得者の自立を支援する	12
(4) 福祉のレベルアップに寄与する	13
(5) 健全な組織運営の維持	16
4 経営方針（第二期中長期事業計画の基本的な考え方）	17
5 事業体系図	18
(1) すべての市民が安心して生活を送れる	19
A 家族や親族がいなくても安心して生活できる	19
B 判断能力に不安を感じても安心して住みなれた地域で生活できる	20
C 災害時でも福祉サービスを利用できる	22
D 適切な福祉情報を得ることができる	23

(2) 健康で活動的に暮らし続けられる	24
E 介護予防の支援.....	24
F 社会参加の促進.....	25
(3) 低所得者の自立を支援する	27
G 安定した生活に向かう支援体制の確立.....	27
(4) 市全体の福祉のレベルアップに寄与する	28
H 福祉人材を育成する.....	28
I 新しい福祉機能を開発し市に提案する.....	32
J 支援者間の連携作りを支援する.....	32
K 民間の福祉サービスを補完する.....	34
(5) 健全な組織運営の維持	37
L 人材育成.....	37
M 効率的な組織運営.....	38
N 健全な財政運営.....	41
O 社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会との統合の検討.....	42
6 新規支出計画	43
7 計画の推進	45
 財政健全化計画.....	 46
1 前　提	47
2 現　状	47
3 健全化の視点	48
4 事業別収支まとめ	49
5 事業別計画	51
(1) 【有償在宅福祉サービス事業/つながりサポート事業】	51
(2) 【普及啓発事業】	53
(3) 【権利擁護事業】	54
(4) 【地域福祉権利擁護事業】	55
(5) 【成年後見事業】	56
(6) 【生活困窮者自立支援事業】	57
(7) 【住居確保金給付事業】	57
(8) 【居宅介護支援事業】	58
(9) 【訪問介護サービス事業】	59
(10) 【居宅介護サービス事業】	61
(11) 【生活支援事業】	62
(12) 【ホームヘルパー養成等講習事業】	64
(13) 【高齢者総合センター管理運営事業】	65

(14)	【在宅介護支援センター事業】	66
(15)	【補助器具センター事業】	67
(16)	【デイサービス事業】	68
(17)	【社会活動センター事業】	70
(18)	【北町高齢者センター管理運営事業】	72

第二期中長期事業計画策定にあたって

～住み慣れたところで一生を～

公益財団法人武藏野市福祉公社

理事長 長澤博暁

福祉公社は、“住み慣れたところで一生を”を理念とし、「有償在宅サービス事業」により既存の公的サービスを補充補完することを目的に昭和55年に設立されました。今年で35年目になります。この間、「北町高齢者センター」「高齢者総合センター」の運営受託、「ホームヘルプセンター武藏野」の開設等事業は拡大されてきました。

少子高齢化の進行、無縁社会と言われる地域社会の変化、経済の長期低迷等、公社設立時と現在の社会・経済情勢は大きく変化しました。社会福祉における制度も大きく変わってきました。とりわけ2000年の介護保険制度創設は、“措置から契約へ”と変化し、今までにも増して自己決定が尊重される時代へと変化しました。又、サービス提供主体が、公的な機関が独占的に実施していたものから民間事業者へと拡大され、サービスの量的拡大が図られてきました。

この時代の流れ中で、福祉公社の役割を改めて振り返ると、当初の目的「公的サービスの補充補完」に加え、無縁社会と言われる地域社会との絆をさらに深めること（市民協働）も大切なことだと考えます。

現在の超高齢社会においては、独居高齢者・認知症高齢者・要介護者の増加が大きな課題となっています。このような高齢者の方々を支える施策を展開する必要があります。

これらを踏まえ、本計画では“住み慣れたところで一生を”の理念と公益財団法人としての**公益事業の推進**を念頭に、5つの基本目標を掲げ計画を策定しました。

福祉公社は、武藏野市の福祉の発展に寄与・貢献することを目指してまいります。今後とも関係者の皆様には福祉公社へのご理解を賜り、よろしくご指導いただければと存じます。

なお、今計画策定にあたっては、係長を中心としたプロジェクトメンバーが精力的に係わり、法人全体として策定した計画であることを付言します。

平成27年1月

中長期事業計画

1 第1期中長期事業計画の達成状況

(1) 公社全体としての課題

公益法人制度改革への対応として、公社事業のすべてが公益事業として認定され、平成25年4月に公益財団法人へ移行しました。また、その一環として類集を総点検し、「寄附行為」を「定期」に改めたほか、「役員報酬規程」及び「寄付金規程」、「苦情対応規程」、「公益通報規程」等を制定し、例規の整備を行いました。

また、コンプライアンス等の全体研修の実施、個人情報関連情報の整備状況に関する内部査察制度を実施し、職員の倫理向上に努めました。

さらに、感染症パンデミック時における職員体制の整備や、「震災時初動対応及び事業継続計画」を策定して危機管理体制を確立したほか、平成26年6月には、社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会と共同で新社屋を購入して、公社の事業基盤を強化しました。

職員像の明確化や事務点検制度の創設については、十分な検討が行えなかつたため、次期計画で引き続き検討していきます。

(2) 在宅サービス課

公社の主要事業である有償在宅福祉サービスと権利擁護事業を一体化するために、在宅サービス係と権利擁護係を統合し在宅サービス課後見係を新設しました。また、市の福祉資金貸付制度見直し検討委員会の提言を受け、福祉資金貸付制度（リバースモーゲージ）と一体的に提供されていた有償在宅福祉サービスを廃止し、新たなサービス「つながりサポート」を事業化することになりました。これは少子高齢無縁社会の進行に伴い、頼れる親族等がない利用者を他の福祉サービスと連携し、これを補充補完して支援するものです。

(3) ホームヘルプセンター

訪問介護事業の収支改善のため、退職職員の不補充により収支相償¹を目指しましたが、介護保険制度改革による予防事業の利用者減、市単独事業の生活支援事業の利用者減のため、十分な成果を得ることはできませんでした。今後も介護報酬等の増加が見込めないことから、さらに人員体制を見直し、収支改善を図っていきます。また、土曜・日曜・祝日のケアの充実についても検討し、祝日は概ね平日と同体制を確保することになりました。土曜・日曜の体制充実は厳しい状況ですが、引き続き検討を行っていきます。

(4) 北町高齢者センター

平日のサービス提供時間の延長に伴い、土曜日の時間帯の変更についての課題がありました。

¹ 公益法人が行う公益目的事業について、収入がその実施に要する適正な費用を超えてはならないという、公益法人認定法の規定。

本来、収支相償不適合となるのは、公益目的事業の収入が費用に比して多くなった場合をいいますが、福祉公社の場合は、費用に比して収入が少ないため、ここでは、収支を均衡させるという趣旨です。

そこで、アンケート調査を実施したところ、現状維持を希望する意見が多数であったため、当面、現時間帯を維持することといたしました。今後も、周辺デイサービス事業者のサービス状況や在宅高齢者の介護状況等の変化を見据えながら、時間延長や祝日の実施について引き続き検討します。

また、市民生活の延長線上のデイサービスとして、地域ボランティアに支えられ運営されていますが、ボランティアの安定的確保は常に課題となっています。そのため、市報掲載、ポスターや口コミ、ボランティアセンターへの依頼等の広報を行い、ボランティアの確保を図りました。

はなみずき基金の設置については、受贈が決定したということでもなく、北町高齢者センターが公の施設であり、基金の活用が柔軟に行えないことも考えられるため、今計画としては未着手となりました。

地域密着型施設の検討については、次期計画でコミュニティケアサロンの在り方検討を行う中で市と協議を進めます。

(5) 高齢者総合センター

地域リハビリテーションシステムへの対応として、元気な高齢者から要介護状態の方まで在宅で安心して暮らして頂けるように、センター各係が連携して支援してまいりました。

(6) 在宅介護支援センター

高齢者人口の増加及び困難なケースの増加へ対応するため、職員研修やOJTの実施により、専門職のスキルを強化しました。また、地域コミュニティネットワークの構築のため、地域ネットワーク会議の開催をはじめ、地域団体との関係作りを行いました。

(7) 補助器具センター

住宅改修を効率的で適正、過不足なく実施出来るよう、専門職による介護保険の住宅改修審査を行い、保険者機能を補完しました。また、在宅高齢者の住環境整備について、作業療法士がケアマネジャー等と同行訪問し、より機能的に在宅生活を送れるよう、利用者の生活全体からのアプローチを行い助言するなどにより、整備の支援を行いました。

(8) デイサービスセンター

利用者のニーズに対応し、入浴サービスの受け入れを拡大しました。また、介護予防事業へ対応するため、要支援者に適合する個別機能訓練を月曜から金曜まで毎日型で実施し、要支援者を積極的に受け入れました。

緊急デイサービスへの対応については、これまでも事実上、利用者に係る緊急時の延長対応を行っていましたが、26年度から受託している緊急通所介護モデル事業については、現時点では利用実績がありません。

休日の開所については、デイサービスの規模要件が変わらないように、「敬老の日」のみ実施することにしました。

(9) 社会活動センター

アンケートの集計方法や分析方法を改善し、より利用者ニーズを活かした講座運営を行ったほか、団塊世代の高齢化に対応するため、より多くの受講者を受け入れられる講座の開設や、「ふれあいまつもと」における出前講座の開催で、受講者数の維持・拡大を図りました。また、講座修了者等への継続支援のため、「社会活動センター事業に係る自主グループ支援のための施設・備品利用規約」を策定し、自主グループへの支援を開始したほか、「講師人材バンク」の広報を行い、外部講師の安定的確保を図りました。一方、サポートボランティアの制度・組織作りについては、体制整備を行っており、第二期中長期事業計画において実施する予定です。

受益者負担の検討については、他自治体にアンケート調査した結果、受講料有料は 16.7%でした。当面受益者負担は実施しないこととしましたが、事業の利用が抑制されない負担の在り方については、今後も検討していきます。

2 福祉公社を取り巻く社会状況

(1) 社会経済状況

日本では 65 歳以上の高齢人口の比率が総人口の 4 分の 1 近くとなり、世界に類を見ない少子高齢化が進行していますが、併せて、高齢独居世帯の増加といった家族形態も変化しているなど、現行の社会保障制度の前提が崩れています。また、医療費及び介護費などの社会保障給付費は、すでに年間 100 兆円を超える水準となり財政を圧迫しています。

今後も、社会保障制度を維持していくため、社会保障と税の一体改革として、平成 24 年 8 月「社会保障制度改革推進法」が成立するとともに、同法に基づいて設置された社会保障制度改革国民会議報告書において、1970 年代モデルの社会保障から、超高齢化の進行、家族・地域の変容、雇用の環境変化などに対応した全世代対応型の 21 世紀モデルに変えていくこと等が提言されました。また、同年 12 月には、その内容を踏襲しつつ、社会保障制度改革の全体像・進め方を明らかにする法律「社会保障制度改革プログラム法」が成立しました。

平成 26 年 6 月には、介護サービスの給付抑制（所得により自己負担を 2 割とする、補足給付〔低所得者等に対して、食費・居住費（滞在費）の一定額を介護報酬で補足するもの〕に資産要件を設定）や地域支援事業の充実（要支援者に対する予防給付を介護保険制度から地域支援事業に移行）を内容とする「医療介護総合確保推進法案」が成立しました。重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくとしています。

(2) 高齢者の状況

我が国の総人口は、平成 26（2014）年 1 月 1 日現在、1 億 2,643 万人と、5 年連続の減少でした。65 歳以上の高齢者人口は、過去最高の 3,190 万人（前年 3,079 万人）となり、総人口に占める割合（高齢化率）も 25.1%（前年 24.1%）と過去最高となりました。

総人口が減少する中で、高齢化率は上昇しており、高齢者人口は、「団塊の世代」が 65 歳以上となる平成 27（2015）年には 3,395 万人となり、その後も増加。54（2042）年に 3,878 万人でピークを迎え、その後は減少に転じますが高齢化率は上昇していきます。平成 72（2060）年には高齢化率は 39.9% に達し、2.5 人に 1 人が 65 歳以上となり、4 人に 1 人が 75 歳以上になるとされています（平成 25 年版 高齢社会白書）。

本市においても、高齢者人口は年々増加し、平成 26 年現在、高齢化率は 21% を超えており、高齢者に占める後期高齢者の比率は 51.4% で、東京都平均の 47.5% より 3.9 ポイント高くなっています。

平成 25 年度武蔵野市独居高齢者実態調査では、4 人に 1 人が独居で、その 4 割に子どもがないとの結果が出ています。将来人口推計によると、団塊世代が後期高齢者（75 歳以上）の仲間入りをする平成 37 年（2025 年）には、武蔵野市の高齢者単身世帯は約 1 万世帯、高齢者のみ世帯は約 6,900 世帯と見込まれ、市内世帯数の 2 割強に相当します。介護職員も現

在の 1.5 倍以上が必要になると推計されており、福祉人材の育成や確保が大きな課題となっています。

また、65 歳以上の 10 人に 1 人が何らかの認知症を有し、85 歳以上の 4 割は、認知症の症状があり日常生活に支障をきたしています。（武蔵野市介護保険認定結果による～平成 26 年 7 月調査～）

（3）行政施策

「武蔵野市第五期長期計画」が平成 24 年に策定され、平成 33 年までの 10 年間の施策の方向性が示されました。重点的施策として地域リハビリテーションの理念に基づき「すべての市民が、生涯を通して住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域生活に関わる人や組織が、保健・医療・福祉・教育などの分野を超えて連携し、継続的で体系的な支援を行っていくことができる仕組みづくり」を最優先で取り組むとしています。健康福祉分野の基本施策として 1. 支え合いの気持ちをつむぐ、2. 誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組み作りの推進、3. 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進、4. 誰もが地域でいきいきと輝けるステージ作り、5. 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備を掲げています。

また、同年から 29 年までの「武蔵野市健康福祉総合計画 2012」の中では主体的選択、役割分担と連携、参加と自己実現、個人の尊重、持続可能性の追求と 5 つの基本的な考え方を示しています。

また、現在策定中の、「武蔵野市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険計画【中間のまとめ】」においては、国が推進する「地域包括ケアシステム」は、平成 12 年に制定された「武蔵野市高齢者福祉総合条例」に基づく施策体系で、すでにその姿を描いており、これを基礎とし 2025 年に向けた包括的・継続的なサービス提供システムに再構築するとしています。武蔵野市では、「地域包括ケアシステム」を「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と呼び、2025 年を見据え、市民・事業者・行政等のすべての主体が連携し、取り組みを推進するとしています。

（4）民間サービスの状況

介護保険制度が創設されたことにより民間サービスは飛躍的に増大しました。ところが、武蔵野市の民間事業者は、平成 17 年から 26 年までの 9 年間に、居宅介護支援事業所の 3 割、訪問介護事業所の 3 割が撤退しています。これは、家賃負担の重さや人材不足等も一つの要因と考えられます。反対に通所介護事業所は 2.5 倍の伸びとなっていますが、今後、介護報酬の改定が予定されており、その

推移に注視する必要があります。当市で営業している夜間対応型訪問介護や定期巡回・随時対応型は 1 社のみとなっており、要介護者の増加に向けて増加が望まれます。

在宅生活者には、認知症による徘徊や妄想などの問題行動を有し、胃ろうや在宅酸素使用などの医療依存度の高い高齢者も増えているため、介護スキルの高いヘルパーの養成や医療ニーズの高い利用者に対応できる訪問介護事業所や通所介護事業所の量的・質的な必要性が高まっています。

(5) 財政援助出資団体の在り方

武藏野市第五期長期計画において、財政援助出資団体に関する将来像の検討として、「経営改革を推進していくとともに、社会状況の変化も踏まえ、整理・統廃合を含めた在り方の検討が必要である。」とされました。

平成24年5月には「武藏野市財政援助出資団体在り方検討委員会」が庁内に設置され、財政援助出資団体の在り方について検討が進められてきました。この報告書において、福祉公社に対しては、下記のとおり見直し案が示されたところです。

- ・中長期的に市民社協と統合
- ・ホームヘルプセンターの継続検討
- ・福祉公社の役割の明確化

- ・経営能力を持つ人材の育成

市では今後、報告書の検討結果を、市民の意見も加味し、第五期長期計画調整計画策定の中で財政援助出資団体の見直しを検討していくとしています。

3 基本課題

(1) すべての市民が安心して生活を送れる

武藏野市内の 65 歳以上の高齢化率は 21% を超えており、住民基本台帳上では、65 歳以上の単身又は夫婦のみ世帯が 20% を占めています。実際は同居の場合もありすべてではありませんが、高齢者のみ世帯の更なる増加も想定されています。

市においては、平成 26 年度から、日常生活における不安解消や安否確認を目的に「高齢者安心コール事業」、「高齢者なんでも電話相談」を開始したところです。これらの事業でいただいた相談に対する対応や、緊急連絡先が不在の場合の緊急対応等、在宅介護支援センターに求められる役割は、ますます重要になっています。

平成 26 年 3 月に行った『有償在宅福祉サービスアンケート調査』においては、「頼りになる親族がいても、同居していない限り緊急時の不安はある」、「親族が同居していても不在も多い」「公社に加入している安心感は何物にも勝る」といった意見も寄せられ、平時には自立した生活が可能であっても、災害時を含め、いざという時の不安を抱えた市民が多いことが考えられます。

今後ますます、高齢者世帯が増加していくことを考えると、従来から福祉公社が提供してきた、利用者の心身状況や在宅生活全般にわたる相談、緊急時の駆けつけ対応等、親族代替機能を提供していくことが求められています。

図表 1 将来人口の推計

区分	2014年 〔2年〕	2015年 〔2年〕	2020年 〔3年〕	2025年 〔3年〕
人口	138,250	138,939	141,158	142,546
歳以上人口	29,676	30,617	32,616	34,283
高齢化率	21.5%	22.0%	23.1%	24.1%

* 国人はく 武藏野市の 来人口推計平成26年9月】

図表 2 高齢者単独世帯数等の将来見通し

総数	単独世帯		う上の高齢単世帯		世帯が上ののみ世帯	
			世帯	者	世帯	者
□□□□□ □□□□□	141,230	72,795	35,771	49.1%	8,354	11.5%
□□□□□ □□□□□	143,519	74,597	36,357	48.7%	9,279	12.4%
□□□□□ □□□□□	144,979	75,908	37,041	48.8%	9,989	13.2%

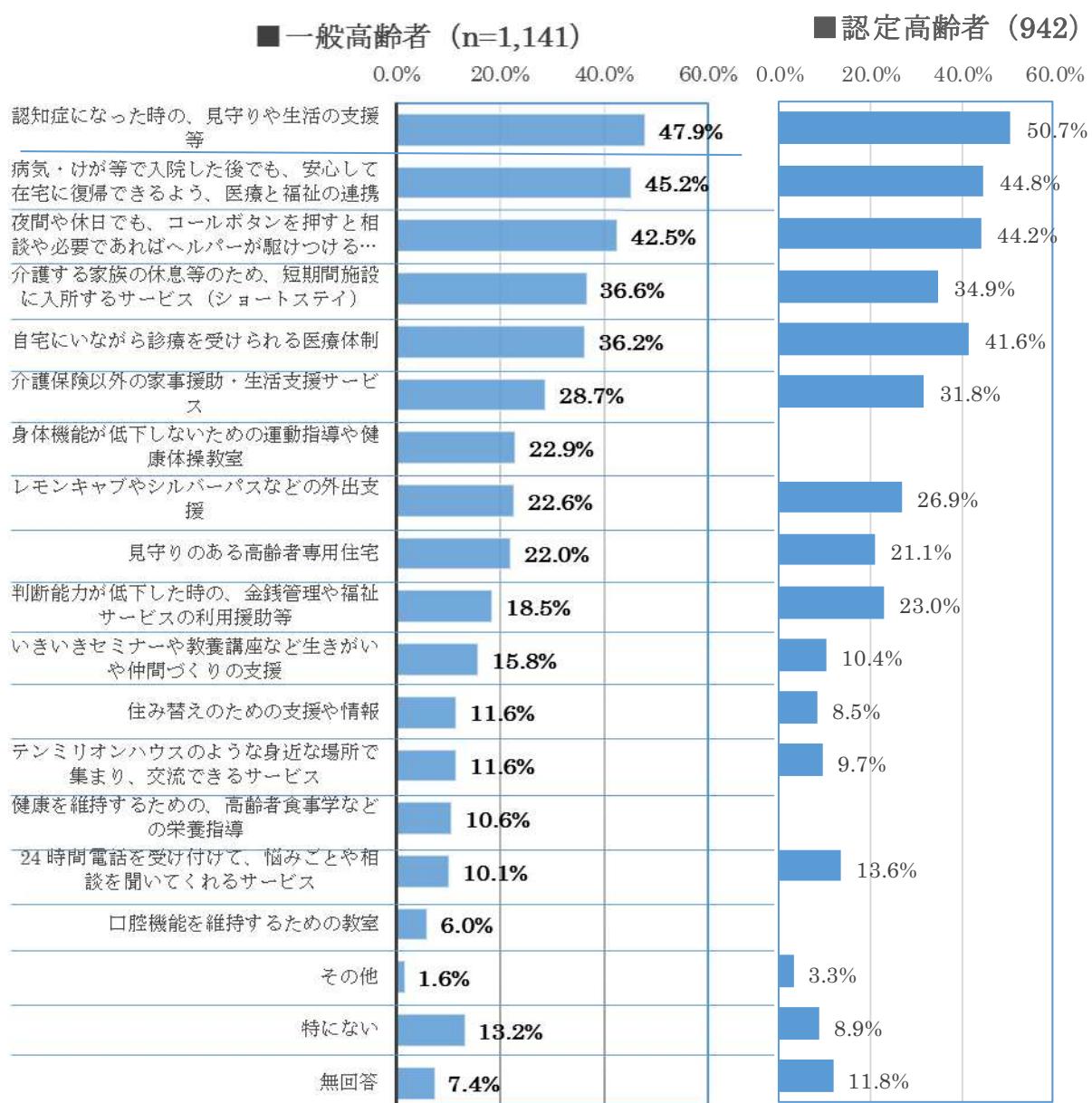
武藏野市の 来人口推計平成26年9月】

また、認知症高齢者の増加も見込まれており、なんらかの認知症の症状を有する方は 65 歳以上高齢者の 15%、85 歳以上では半数以上となっています。認知症になり、日常生活に支障をきたすようになっても住み慣れた地域で安心して生活できるための対策が必要です。（武藏野市介護保険認定結果による～平成 26 年 7 月調査～）

武藏野市高齢者実態調査（平成 26 年 3 月）によると、地域で暮らし続けるために充実してほしい支援として、認知症になった時の見守りや生活の支援等が最も高くなっています。判断力が低下した時の金銭管理や福祉サービス利用援助についても 2 割前後の方が充実させてほしいと回答されています。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう支援していくことが求められています。

図表 3 地域で暮らし続けるために充実してほしい支援 武藏野市高齢者実態調査（平成 26 年 3 月）



(2) 健康で活動的に暮らし続ける

健康な高齢者は、健康づくりや社会貢献、生きがいなどの理由から、地域や社会への高い参加意識を持っています。高齢者が健康で自立して暮らし続けるためには、主体的に健康管理・生きがいづくりの活動を行うことが必要です。そのためには、活動の場の確保、活動の中心となる人材が重要で、これらの支援を行っていく必要があります。

また、既存の健康増進や介護予防事業は、様々な主体により実施されており、これらを整理体系化し活動の情報を提供していく必要があります。

平成27年度の介護保険制度改正に伴い、介護予防給付として行われている要支援1・2の軽度者の訪問介護と通所介護が、地域支援事業に移行されます。制度の移行の推移に注視し必要な対応を行っていく必要があります。

図表4 地域支援事業(特定高齢者施策・一般高齢者施策)及び類似の市単独事業

	No.	事業名称	所管	平成22年度		平成23年度		平成24年度	平成25年度		
				参加実人数		参加実人数		参加実人数	参加実人数		
				介護保険事業会計	一般会計	介護保険事業会計	一般会計	一般会計※2	一般会計		
				特定高齢者施策※1	一般高齢者施策※1	市単独事業	二次予防事業	一次予防事業	市単独事業		
運動器の機能向上	1	健康増進(転ばぬコース)事業	健康	—	—	105	—	—	104	105	
	2	筋力はづらつ若がえり教室		11	33	—	17	54	—	—	
	3	不老体操(健常体操と浴場開放)	高齢	—	13,180 (延べ)	—	—	13,805 (延べ)	—	13,189 (延べ)	12,642 (延べ)
	4	社会活動センタ一体操事業 (高齢者総合センター)	高齢	—	—	1,916	—	—	2,080	2,004 (延べ)	1,768 (延べ)
	5	健康やわらか体操	健康	—	72	—	—	96	—	84	93
栄養改善事業	6	健康相談 * 65歳以下含む	健康	—	—	41	—	—	51	42	58
	7	高齢者配食サービス (デイサービス配食)	高齢	—	—	36,616	—	—	33,702	32,035	29,813
	8	高齢者食事学事業		—	982	—	—	926	—	934	778
	9	おいしく元気アップ!教室	健康	—	28	—	—	40	—	37	32
口腔機能の向上	10	歯科健康相談 * 65歳以下含む	健康	—	—	8	—	—	14	9 (延べ)	9 (延べ)
	11	歯科健康診査		—	—	2,496 (延べ)	—	—	2,734 (延べ)	2,877 (延べ)	2,981 (延べ)
	12	口腔ケア教室 (テンミリオン・デイ)		—	—	390	—	—	361	381	438
	13	歯つらつ健康教室	健康	—	86	—	—	86	—	50	43
閉じこもり予防・支援	14	移送サービス(レモンキャブ)* 総利用件数	高齢	—	—	19,299	—	—	19,002	17,855	16,730
	15	不老体操 (健常体操と浴場開放)		—	No4と同じ	—	—	No4と同じ	—	No4と同じ	No3と同じ
	16	生活支援ヘルパー派遣 * 時間数を掲載		—	—	10,688	—	—	9,127.5	6,976.5	5,099.5
	17	テンミリオンハウス		—	—	28,114	—	—	28,232	30,279	32,217
予認知症支援	18	認知症相談 (電話・来所)	高齢	—	—	81 (電話なし)	—	—	85 (電話なし)	85	95
その他	19	健康講座	健康	—	39	—	—	—	29	49	29

—武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画【中間のまとめ】(平成26年11月)

図表5 サービス種類別総給付費実績・事業計画との比較（予防給付）

単位：千円

	サービス種類	実績						計画値			実績/計画値		
		平成 24年度	前年比 24/23	平成 25年度	前年比 25/24	平成 26年度 (計画値)	前年比 26/25	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護 予防 サ ー ビ ス	訪問介護	63,259	93.7%	48,911	77.3%	74,949	153.2%	70,673	72,858	74,949	89.5%	67.1%	-
	訪問入浴介護	683	124.0%	452	66.2%	464	102.5%	403	403	464	169.4%	112.2%	-
	訪問看護	5,570	122.6%	6,866	123.3%	4,935	71.9%	4,777	4,777	4,935	116.6%	143.7%	-
	訪問リハビリテーション	1,054	82.5%	889	84.3%	1,665	187.4%	1,579	1,622	1,665	66.8%	54.8%	-
	居宅療養管理指導	4,249	101.3%	3,848	90.6%	4,836	125.7%	4,559	4,720	4,836	93.2%	81.5%	-
	通所介護	71,124	117.7%	95,005	133.6%	67,698	71.3%	63,724	65,811	67,698	111.6%	144.4%	-
	通所リハビリテーション	24,389	101.9%	21,099	86.5%	29,171	138.3%	27,655	28,253	29,171	88.2%	74.7%	-
	福祉用具貸与	9,574	105.4%	8,905	93.0%	10,587	118.9%	9,993	10,264	10,587	95.8%	86.8%	-
	短期入所生活介護	470	56.3%	496	105.6%	1,286	259.0%	1,144	1,144	1,286	41.1%	43.4%	-
	短期入所療養介護	48	108.8%	26	54.7%	0	0.0%	0	0	0	-	-	-
型地 域 ス ト 密 ビ 着	特定施設入居者生活介護	45,929	89.9%	38,568	84.0%	60,019	155.6%	54,921	57,567	60,019	83.6%	67.0%	-
	認知症対応型通所介護	0	-	0	-	0	-	0	0	0	-	-	-
	小規模多機能型居宅介護	0	-	0	-	0	-	0	0	0	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護	0	-	0	-	0	-	0	0	0	-	-	-
	介護予防福祉用具購入	1,628	100.9%	1,801	110.6%	1,485	82.5%	1,411	1,455	1,485	115.4%	123.8%	-
介護 予防 サ ー ビ ス	介護予防住宅改修	11,562	91.5%	14,150	122.4%	12,765	90.2%	12,069	12,533	12,765	95.8%	112.9%	-
	介護予防支援	30,053	103.1%	29,790	99.1%	35,522	119.2%	33,562	34,572	35,522	89.5%	86.2%	-
	合計	269,592	101.0%	270,805	100.4%	305,383	112.8%	286,469	295,980	305,383	94.1%	91.5%	-

(3) 低所得者の自立を支援する

1990年代後半以降、構造的な景気低迷が続き、非正規雇用の増大など雇用形態の変化によって、不安定な就労で離職し、再就職の希望があっても就職先を見つけることができずに、生活保護申請をする概ね65歳以下の就労世代に対して、自立を支援する取り組みが必要になっています。失業者や非正規雇用の労働者の中には、仕事を通じた人間関係の構築が難しい人も多く、単身者であれば、より孤立状態に陥る可能性があり、就労も含めた生活全体の再構築をする包括的、継続的な支援で社会参加と自立を支援していく必要があります。生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることが期待されます。

図表6 生活保護被世帯、人員、保護率の推移

	22年	23年	24年	25年	26年
世帯	1,578	1,642	1,726	1,745	1,718
人員	1,904	1,987	2,083	2,095	2,016
保護率	13.8	14.4	15	15	14.2

—平成26年度版 武藏野の

図表7 性別、年齢被保護者人員

60才以上の被保護者の占める割合は全体の57.0%（前年55.6%）で依然として大きい。20歳から59歳の割合は全体の36.2%（前年36.6%）とわずかにながら減少した。（平成26年4月1日現在）

区分	男	構成比 (%)	女	構成比 (%)
被保護者（2,016人）	1,076	100	940	100
70歳以上	292	27.1	392	41.7
60～69歳	293	27.2	173	18.4
50～59歳	165	15.4	95	10.1
40～49歳	154	14.3	129	13.7
30～39歳	72	6.7	60	6.4
20～29歳	30	2.8	25	2.7
15～19歳	20	1.9	23	2.4
12～14歳	12	1.1	11	1.2
6～11歳	24	2.2	18	1.9
0～5歳	14	1.3	14	1.5

—平成26年度版 武蔵野の福祉—

図表8 家族人員別被保護世帯数

単身世帯の構成比率は87.3%（前年85.8%）と高い。（平成26年4月1日現在）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	計
世帯数	1,495	159	40	14	4	0	1	0	1,713
構成比(%)	87.3	9.3	2.3	0.8	0.2	0	0.1	0	100

—平成26年度版 武蔵野の福祉—

(4) 福祉のレベルアップに寄与する

今後10年間で団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に達し、要介護者の増加が見込まれています。また、高齢化による疾病の増加により、医療の在り方も「施設」から「地域」へ・「医療」から「介護」へと変化していきます。

2025年に必要な介護職員は現在の1.5倍と推計されており、すでにヘルパーや高齢者施設の介護人材の不足が見受けられます。介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域での生活を継続していくようそれを支援する介護職の人材育成が急務とされています。しかし、ケアを担う専門職の離職が多いことや、施設職員の入れ替えが激しい現状では、後輩の育成を行っていく職員が定着せず、施設におけるスキルの蓄積が難しくなっています。安定した専門的なケアを継続的に提供していくためには、専門職が武蔵野市で安心して働き続けられる、魅力ある環境を作る必要があります。

認知症高齢者の増加に伴い、家族や福祉公社以外で、現在主に後見人を担っている「専門職後見人」だけでは対応しきれないことも予想され、社会貢献型市民後見人の継続的な育成により、後見人を増やす必要があります。

また、今後権利擁護事業の主体となる地域福祉権利擁護事業においては、広く市民の方が利用できるように、その直接の援助者となる生活支援員を養成していくことが必要となります。

(単位：人)

図表9 要支援・要介護

認定者数の実績と推移

区分	2014年 (H26年)	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)
認定者数 全体	6,170	6,434	6,662	6,906	7,568	8,424
要支援1	599	618	623	635	642	650
要支援2	576	596	595	598	629	693
要介護1	1,267	1,409	1,539	1,678	1,928	2,138
要介護2	1,265	1,289	1,308	1,325	1,397	1,534
要介護3	954	970	1,002	1,048	1,169	1,315
要介護4	839	878	912	936	1,082	1,199
要介護5	670	674	683	686	721	895
認定者数 65～74歳	602	611	615	616	610	565
75～84歳	2,223	2,295	2,320	2,367	2,480	2,853
85歳以上	3,219	3,393	3,592	3,787	4,329	4,855
40～64歳	126	135	135	136	149	151
被保険者数に占める認定率 65歳以上	19.7%	20.0%	20.4%	20.9%	22.2%	23.5%
65～74歳	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
75～84歳	21.0%	21.5%	21.6%	21.7%	22.2%	21.5%
85歳以上	62.6%	62.6%	62.6%	62.8%	63.5%	63.5%

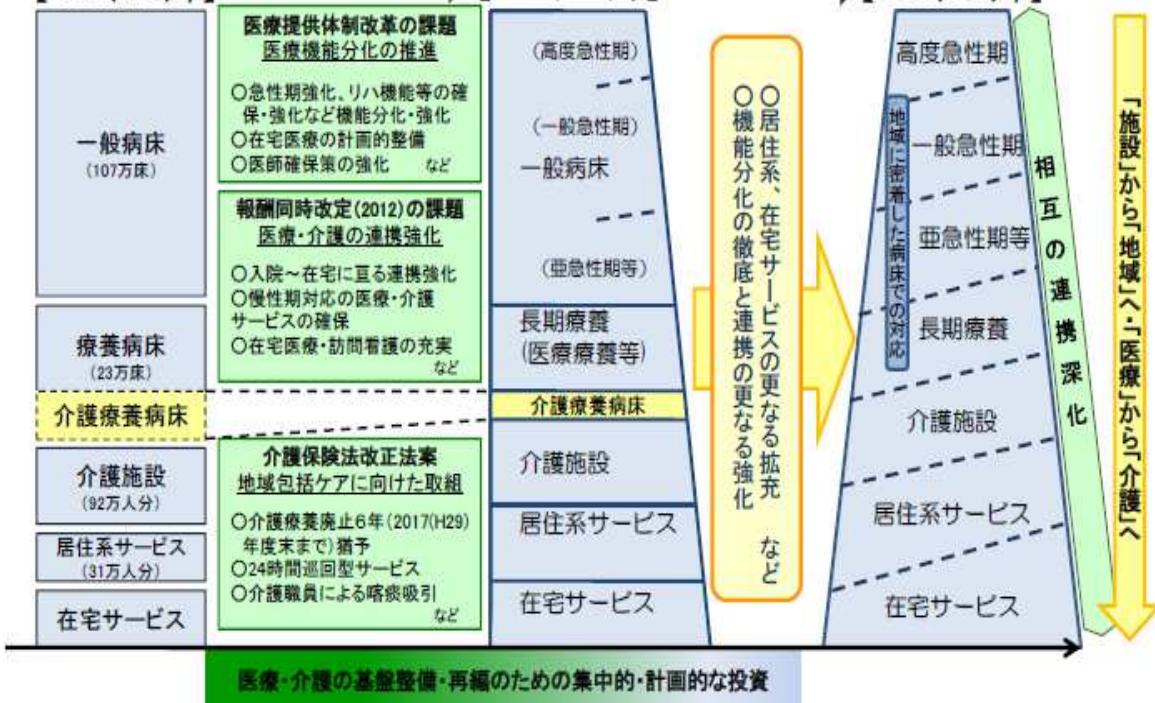
—武藏野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画【中間のまとめ】(平成26年11月)

図表10/—平成23年 厚生労働省資料—

将来像に向けての医療・介護機能再編の方向性イメージ

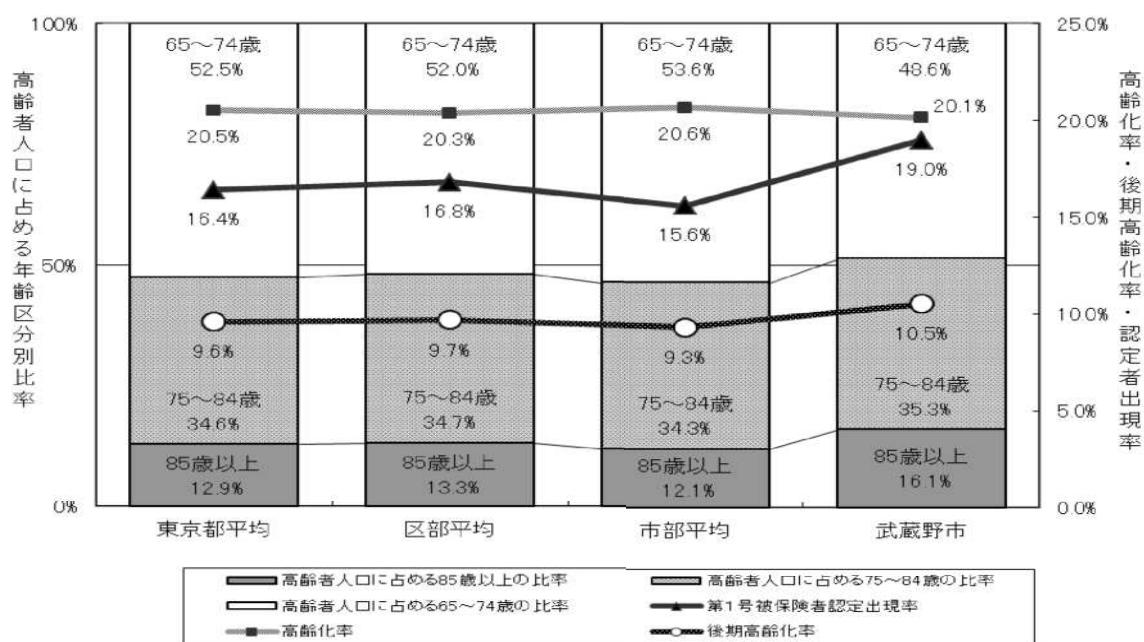
- 病院・病床機能の役割分担を通じてより効果的・効率的な提供体制を構築するため、「高度急性期」、「一般急性期」、「亜急性期」など、ニーズに合わせた機能分化・集約化と連携強化を図る。併せて、地域の実情に応じて幅広い医療を担う機能も含めて、新たな体制を段階的に構築する。医療機能の分化・強化と効率化の推進によって、高齢化に伴い増大するニーズに対応しつつ、概ね現行の病床数レベルの下でより高機能の体制構築を目指す。
- 医療ニーズの状態像により、医療・介護サービスの適切な機能分担をするとともに、居住系、在宅サービスを充実する。

【2011(H23年)】 → 【2015(H27年)】 → 【2025(H37年)】



要介護者が今後さらに増加していくことが見込まれますが、若年層である生産年齢人口は横ばいで、担い手不足が予想されています。高齢者が地域で生活を続けていくためには、専門職によるサービス提供だけでは、支えることが難しくなってきています。武蔵野市ではこれまで、地域社協や地域団体等が、それぞれの力を発揮し、地域における福祉活動を推進するとともに、福祉公社においては協力員制度が大きな成果を上げてきました。今後は、地域の支援者と公的な制度や機関がさらに連携して支えていく地域包括ケアシステムをさらに推進することが求められています。

図表 11 高齢者人口の年齢区分別（3 階級）比率と第 1 号被保険者認定出現率等比較



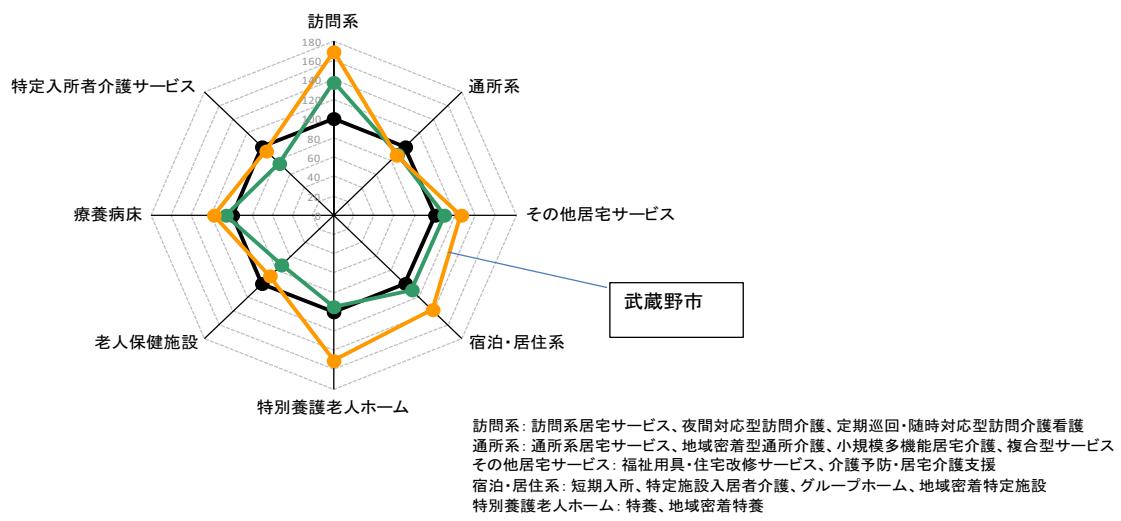
（注）人口：平成 26 年 1 月 1 日、被保険者数・認定者数：平成 25 年 12 月末

—武蔵野市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画【中間のまとめ】（平成 26 年 11 月）

高齢者人口の増大、入院期間短縮等による医療ニーズの高い在宅要介護者の増加、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、制度変更があっても混乱を最小限にし、市民が安心して老後を迎えるよう、在宅サービスの安定した供給が求められています。

図表 12 第1号被保険者一人あたり在宅サービス・施設サービス給付指数

(平成 26 年 3 月)



—武藏野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画【中間のまとめ】(平成 26 年 11 月)

(5) 健全な組織運営の維持

福祉公社は、創設以来「地域の福祉サービスを補完し、武藏野市全体の福祉のレベルアップに寄与すること」に主眼を置き、自主事業のほかに、市等からの委託事業、指定管理委託事業を実施しています。しかし、財政面では事業によっては赤字の状態にあり、老後福祉基金の活用によって事業を継続している状況があります。

自主事業に関しては、自主事業とはいっても、その多くが市等からの補助金が欠かせない事業であるとともに、組織運営自体も補助金を得て運営している状況があります。各事業の目的に照らし、事業ごとに必要で適切な補助金額を明確にし、その上で収支相償を目指していく必要があります

また、委託事業については、委託料の範囲内で適切な事業運営を行っていますが、委託料は年々減少しているとともに、指定管理者は、施設の設置目的を安定的・効果的に達成できることが求められており、より効率的な運営が求められています。

市の「武藏野市財政援助出資団体在り方検討委員会報告書」において、財政援助出資団体の将来像について一定の方向性がされたことから、福祉公社としての取り組みを検討していく必要があります。

4 経営方針（第二期中長期事業計画の基本的な考え方）

第二期中長期事業計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間と、その先も視野に入れて、公社の目的を達成するために進むべき方向性を明らかにするとともに、計画的に事業運営を行うことを目的としたものです。福祉公社が創業時から掲げる「住み慣れた場所で一生を」との経営理念のもと、下記の4点を経営方針として掲げ、福祉公社が、行政、民間の福祉サービスを補完することで、必要なサービスが確実に受けられるよう、支援を行っていきます。

①民間事業所等では対応が難しいサービスのセーフティネットとなります。

介護保険制度等によって、福祉サービス供給体制が整備されつつある現状においても、市民が望むサービスが存在しない、行政や民間では対応が難しいサービスがあります。福祉公社には、市の財政援助出資団体として、これらのセーフティネットとしての役割を担っていきます。

②市民と協働し地域での支え合いによる福祉力の向上に努めます。

少子高齢化や財政状況等から、今後「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「互助」の果たす役割が大きくなることが予想されます。

福祉公社は、地域に情報を提供するとともに、互助による活動の中核となり、地域の福祉力の向上を図ります。

③健康で活動的な生活を送るための環境づくりを行います。

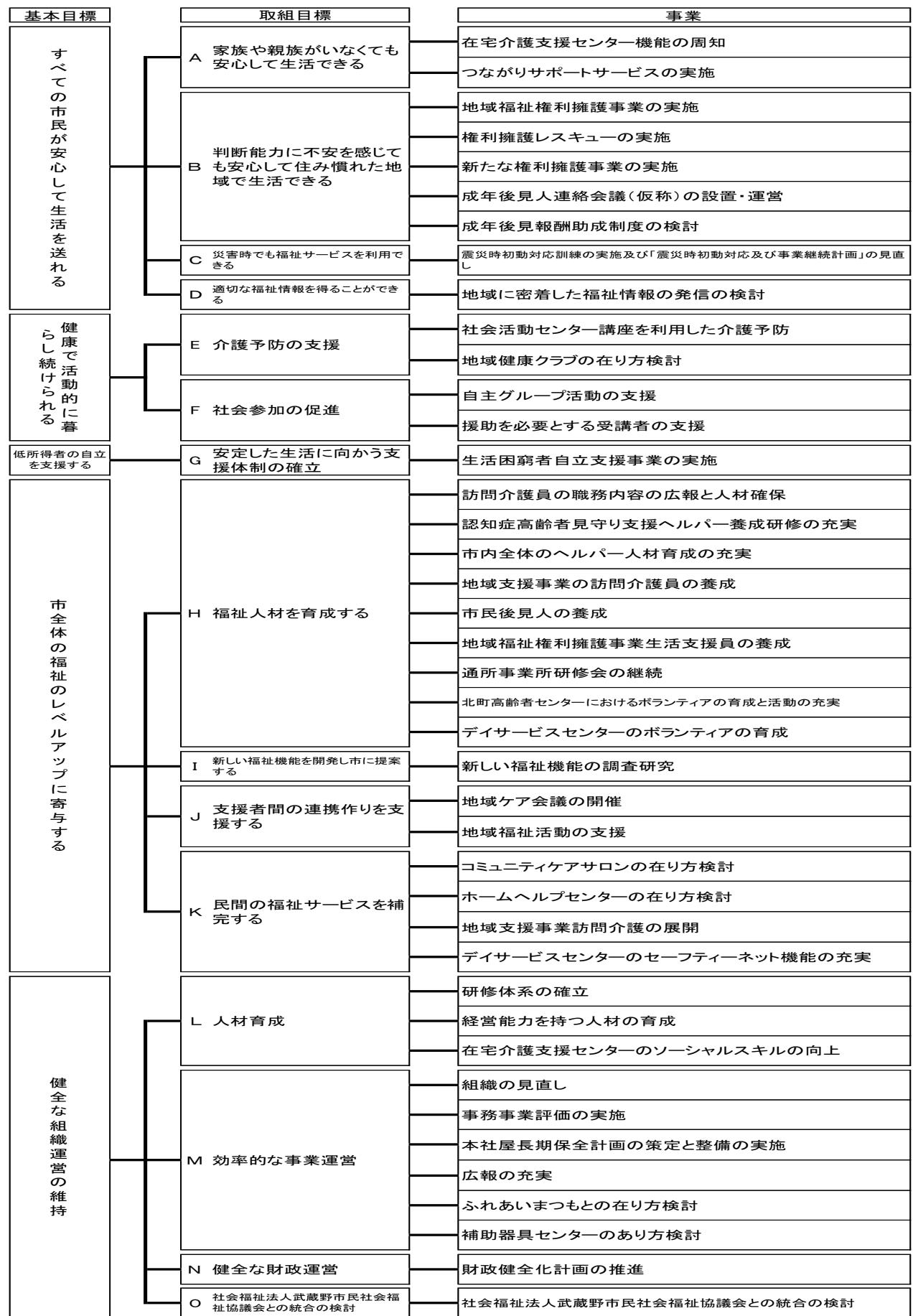
高齢者等がいつまでも健康で、自立した生活を過ごせるよう、継続的に活動に参加できる環境を整えていきます。

また、地域には、就労が困難で生活に困窮している方もおり、市民誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援していきます。

事業の効率

運営費補助から事業費補助への転換を進め、事業に必要な補助金等については確保した上で、できる限り効率的な事業運営を図り、福祉公社の経営力を高め、長期的に安定した経営基盤を築いていきます。

5 事業体系図



(1) すべての市民が安心して生活を送れる

A 家族や親族がいなくても安心して生活できる

今後、家族や親族機能を持たない高齢者等の増加が見込まれます。日常的な相談から緊急時まで対応できる体制を整備し、安心して生活できる環境づくりを行っていきます。

事 業	在宅介護支援センター機能の周知									
所 管	高齢者総合センター		在宅介護支援センター							
課題目的	在宅介護支援センターは、地域の高齢者に関する多様な相談の窓口であり、社会資源の仲介等課題解決のための調整役を担っています。この機能が十分に周知されているとは言えない状況があり、高齢者の生活課題の深刻化を招く恐れがあります。高齢者が気軽にセンターにつながることができるよう、在宅介護支援センターの機能を周知徹底します。									
取組内容	高齢者向けの平易なパンフレットや連絡先を明示したマグネット等を作成・配布し、第一の相談窓口である在宅介護支援センターの存在、機能を周知します。さらに、広報の方法を評価し、見直しを行います。									
年次計画 (年度)	27	28	29	30	31	32 以降				
	検討・作成・配布	評価・見直し	実施							

事 業	つながりサポートサービスの実施								
所 管	在宅サービス課			後見係					
課題目的	市の「高齢者あんしんコール事業」が開始され、定期的な安否確認が行えるようになりました。しかし、独居、または親族が近くにいない高齢者等は、必要時の手助けや緊急時に誰を頼ればよいのか、日々不安を抱いています。行政や介護保険では賄えない部分を支援し、高齢者が安心して住み慣れた地域で日常生活を送ることが出来るようにしていきます。								
取組内容	つながりサポートサービスで日常の相談から、緊急時、入院・入所時、没後の対応を行います。 事務・人員体制を整備し、27年度から28年度までの経過措置期間の現有償在宅福祉サービス利用者の移行支援、市民や関係機関への周知、案内を行い、サービス提供基盤を確立していきます								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	実施	経過措置終了	完全移行	実施	実施	実施			

B 判断能力に不安を感じても安心して住みなれた地域で生活できる

高齢者人口の増加に伴い、認知症状を有する高齢者も増えていくことが見込まれます。そのような方々が安心して在宅生活を続けていけるよう、市民が広く利用しやすい権利擁護の体制を構築していきます。

事業	地域福祉権利擁護事業の実施									
所管	在宅サービス課		後見係							
課題目的	武藏野市では、判断能力に不安がある高齢者、障害者等の方に、福祉公社独自の権利擁護事業を提供していますが、月の利用料が7,000円で広く市民の方に利用して頂くことが難しい状況です。今後は、負担金の少ない地域福祉権利擁護事業を活用し、市民誰もが利用できるよう権利擁護事業を行っていきます。									
取組内容	地域福祉権利擁護事業を必要とする人すべてに利用してもらえるように、内容を広く市民に周知し、市民が安心して利用できるよう、専門員として確実に対応できるスキル強化をしていきます。									
年次計画	27	28	29	30	31	32以降				
	実施					→				

事業	権利擁護レスキューの実施								
所管	在宅サービス課			後見係					
課題目的	地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用を希望しても、実際に利用に至るまで、数か月を要します。その間については、市民の権利を守る手段がありません。これらの制度による支援が開始されるまで、福祉公社独自の権利擁護事業で、権利侵害されることのないようにしていきます。								
取組内容	地域福祉権利擁護事業、または、成年後見制度利用に至るまでの財産保全・金銭管理が必要な市民に対して、福祉公社独自の権利擁護事業として財産保全・金銭管理サービスを「権利擁護レスキュー」として実施します								
年次計画	27	28	29	30	31	32以降			
	実施					→			

事業	新たな権利擁護事業の検討							
所管	在宅サービス課				後見係			
課題目的	身近に頼れる親族等がいない場合、入院や施設入所時には、病院や施設が預貯金通帳の管理を代行してきました。しかし、現在は施設でも対応しなくなっています。原則として、成年後見制度を利用することとなります。しかし、判断能力がある場合（身体状況による入所等）は、地域福祉権利擁護事業の利用ができません。そのような市民も、入院、施設での生活を継続できるような仕組みの検討が必要です。							
取組内容	入院、入所者等に対する財産保全・金銭管理サービスの検討を行います。							
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降		
	検討					→		

事業	成年後見人連絡会議(仮称)の設置・運営							
所管	在宅サービス課				後見係			
課題目的	現在、専門職成年後見人間の連携体制がなく、制度利用を必要とする市民の課題や状況に応じた専門職後見人候補の選任や相談等がなされていません。事案の課題に適合する専門職後見人との連携体制の整備等が課題となっています。							
取組内容	成年後見人業務に関する環境整備や連携体制の仕組みづくりを行う連絡会を設置します。成年後見制度を利用する市民の個々の課題に応じた受任先の調整、専門職相互の情報交換、事例検討等、また、運営の中心機関として、研修会等の企画も行っていきます。平成27年度については、今後の運営内容等について、関係団体等と協議を進めます。							
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降		
	検討・準備	設置・運営				→		

事業	成年後見報酬助成制度の検討							
所管	在宅サービス課				後見係			
課題目的	市長申立案件や資産の少ない、または負債を抱える市民の後見人受任は十分な後見報酬が見込めないため、福祉公社が行っていますが、それぞれの持つ課題内容によっては、福祉公社が受任することが難しいケースがあります。都内市町村の7割が、市長申立案件の報酬助成制度を実施しており、本市においても、個々の課題に見合った専門職後見人が対応できるようにしていくことが必要です。							
取組内容	市に報酬助成制度の問題提起と提案を行い、市と協議していきます。							
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降		
	検討・協議	実施				→		

C 災害時でも福祉サービスを利用できる

大震災等の災害時でも、主要な業務を継続するため、平成26年4月に「震災時初動対応及び事業継続計画」を策定しました。現状では計画があっても、身についているとは言えず、計画実行力が不十分な恐れがあります。今後は有事に計画を実行することのできる“実行力”を高めるとともに、計画の改善を重ね、災害時でも福祉サービスを提供できる体制を作ります。

事業	震災時初動対応訓練の実施及び「震災時初動対応及び事業継続計画」の見直し								
所管	総務課			管理係					
課題目的	「震災時初動対応及び事業継続計画」を策定したが、実際に有事の際の実行力が不十分な恐れがあります。実行力を高めるとともに、計画を改善していきます。								
取組内容	震災時初動対応訓練を全社一斉に実施します。 高齢者総合センターにおいては、市の「福祉避難所の開設・運営マニュアル」に沿って、福祉避難所開設の具体的な手順書を作成します。また、震災時初動対応訓練を実施する際、同時に福祉避難所開設のシミュレーションを行います。訓練結果から、必要に応じて「震災時初動対応及び事業継続計画」の見直しを行います。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	マニュアル作成	訓練実施	計画見直し	訓練実施	計画見直し				

D適切な福祉情報を得ることができる

介護保険や医療情報、インフォーマルサポートなど地域には多様なサービスや支援があります。しかし、自己決定を基本とする現在、自らの状況に応じた適切なサービスの選択にあたって、膨大な情報の中から選択をしなければなりません。高齢者自身や家族が選択できるように福祉情報の整理と発信が必要となります。市民や支援者、専門職も含め、タイムリーで適切な情報が得られるようなシステムを構築します。

事 業	地域に密着した福祉情報の発信の検討								
所 管	高齢者総合センター			在宅介護支援センター					
課題目的	医療情報や機関間の連携に伴う情報、地域に固有の情報については、地域包括支援センターと在宅介護支援センターが密接な関係を持ちながら、情報のやり取り、共有を図ることが必要です。たとえば、施設のショートステイやデイサービスの空き状況や、利用者の状態にあったサービス内容、インフォーマルサポートである居場所や日常生活に必要な買い物情報など、日々のマネジメントの中で得られる福祉情報はたくさんあります。さらに市役所内に設置された地域包括支援センターならではの、医療情報や行政情報などがあります。しかし、現在は個々の機関が独自に福祉情報を蓄積している状態であり、市全体としての福祉情報等の蓄積・共有ができていません。地域に密着した福祉情報を収集し、提供する方法を検討する必要があります。								
取組内容	福祉情報の収集と発信について、地域包括支援センターとともに、情報の共有手法、市民にとって有益な福祉情報の提供方法を検討します。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	検討	→							

(2) 健康で活動的に暮らし続けられる

E 介護予防の支援

社会活動センターは、平成5年以来、老人福祉法に基づき、老人福祉センターとして利用者に健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の便宜を総合的に提供してきました。

高齢者の健康の増進にあたっては、高齢者一人ひとりの「セルフケア」に対する意識を高めていくことが重要です。また、平成27年度の介護保険制度改革に伴い、要支援1・2の軽度者の訪問介護と通所介護が、地域支援事業に移行されます。これまで前記サービスを利用していた軽度者への対応が、全国的な課題となっています。

地域包括ケア実現の観点からも、今後は、高齢者が1日でも長くいきいきと健康に住み慣れた地域で生活を継続できるよう、社会活動センター事業を地域支援事業の受け皿としても活用し、介護予防の観点からも事業の充実を行っていきます。

事 業	社会活動センター講座を活用した介護予防支援								
所 管	高齢者総合センター			管理・社会活動センター					
課題目的	平成27年度の介護保険制度改革により、要支援者に対する訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行されることに伴い、これまで前記サービスを利用していた軽度者への継続的な同種のサービス提供や、新たな要支援者に対する介護予防事業の提供が課題となっています。 市や関係機関と連携を取り、新制度に対応して、高齢者の介護予防にも寄与します。								
取組内容	市では、社会活動センターの体操講座と地域健康クラブの一部を、地域支援事業における「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の受け皿として活用することが検討されているため、市の方針に沿って実施します。 また、市内で介護予防事業を行っている他機関とも連携して、効率的に介護予防事業を実施します。 さらに、地域支援事業以外の社会活動センター講座でも、目的と得られる効果を明確化し、健康づくりと介護予防に寄与する内容の充実を図ります。								
年次計画	27	28	29	30	31	32以降			
	検討	実施				→			

事業	地域健康クラブの在り方検討								
所管	高齢者総合センター			管理・社会活動センター					
課題目的	地域健康クラブ受講者は年々高齢化しており、低体力者が増加しているため、事故の予防やその心身状態に合わせた講座運営が課題となっています。体力の強弱にかかわらず、安全に健康増進を図ることのできる地域健康クラブを目指します								
取組内容	市及び事業委託先のヘルシーライフプロジェクトと協議を行い、地域健康クラブのコース設定の見直し等、より一層体力レベルに応じた対応を検討します。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	検討	実施				→			

F 社会参加の促進

武蔵野市高齢者福祉総合条例では、その基本理念を実現させるための施策の一つとして、「社会参加促進に関する施策」を掲げており、その事業の一つに高齢者総合センターの社会活動センター事業が定められています。

社会活動センターでは、健康の増進及び教養の向上のための講座、レクリエーションその他高齢者の社会参加を促進する事業を実施し、高齢者の社会参加を促進してきましたが、今後はより多くの高齢者に社会参加の機会を提供できるように、自主グループや要援助受講者への支援も充実させていきます。

事業	自主グループ活動の支援								
所管	高齢者総合センター			管理・社会活動センター					
課題目的	長寿化、団塊世代の高齢化等による高齢者の増加が見込まれ、定員に限りのある社会活動センター講座だけでは、十分に高齢者の社会参加を促進することができなくなると想定されます。そのため、社会活動センター講座修了者等が、講座外で自主的に継続して活動し、社会性を保ち、生きがいを持って健康長寿の生活を維持していく様子に、自主グループ活動を支援して、その社会参加の更なる促進を図ります。								
取組内容	これまで実施してきた施設・備品の貸出しや、講師の紹介に加え、自主グループの組織運営に関する相談会や研修を実施して、自主グループの活動を支援します								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	支援の					→			

事 業	援助を必要とする受講者の支援							
所 管	高齢者総合センター				管理・社会活動センター			
課題目的	社会活動センターの講座は、原則として自力で参加できることが前提ですが、様々な心身状況により、小さな援助で受講が可能となる方々がいます。このような方々にも、可能な限り社会活動センター講座を受講して頂き、社会参加の促進を図れるように、ボランティアの協力を得て援助を行います。							
取組内容	当面は援助を要する高齢者との接し方に慣れている、デイサービスボランティアや配食ボランティアの協力を得て、サポートボランティア制度を実施し、要援助者の受講を支えます。ボランティアと利用者のマッチングは、専門知識と実務経験がある社会福祉士等が対象者の心身状況に合わせて行います。また、状況の推移を見定めつつ、独自のボランティア育成を検討していきます。							
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降		
	実施					→		

(3) 低所得者の自立を支援する

G 安定した生活に向かう支援体制の確立

雇用形態の変化によって、不安定な就労で離職し、再就職の希望があっても就職先を見つけることができずに、生活保護申請をする就労世代、単身世帯、ひとり親世帯が増えています。福祉公社では、平成 27 年度から開始される生活困窮者自立支援法に基づく事業を受託し、就労も含めた生活全体の再構築を支援していきます。

事 業	生活困窮者自立支援事業の実施								
所 管	在宅サービス課			後見係					
課題目的	構造的な景気低迷で、完全失業率の増加、非正規雇用労働者の割合上昇などで、安定した生活基盤を築けず、将来の見通しを持てない生活困窮者が増加しています。そのような市民の状況に応じた包括的な支援をすることにより、社会参加と生活の自立を目指します。								
取組内容	不安定な就労後の離職や失業で、再就職できない対象者に、生活困窮者自立支援法に基づき、支援計画作成のもと、住居確保給付金事業・自立相談支援事業を実施します。関係機関と協働で包括的支援を行います。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	実施					→			

(4) 市全体の福祉のレベルアップに寄与する

H 福祉人材を育成する

高齢者人口は年々増加しており、2025年に必要な介護職員は現在の1.5倍と推計されています。様々な場面で高齢者を支援する福祉人材の育成を行っていきます。

事業	訪問介護員の職務内容の広報と人材確保								
所管	在宅サービス課			訪問介護係					
課題目的	介護職員の不足が言われていますが、介護職の提供する仕事内容を一般市民が知る機会はありません。広く介護人材を得るために、市民に職務内容を周知し、理解を深めることが必要です。 介護職員初任者研修を年1回開催し、介護事業者の人材の確保に努めていますが、十分な人材確保には至っていません。								
取組内容	ヘルパーの仕事の周知を図るとともに、介護職員初任者研修会の実施方法及び費用助成制度について検討をします。								
年次計画	27	28	29	30	31	32以降			
	検討	実施				→			

事業	認知症高齢者見守り支援ヘルパー養成研修の充実								
所管	在宅サービス課			訪問介護係					
課題目的	認知症高齢者が増加し、ケアする職員が不足することが想定されます。また認知症高齢者へのケア方法・治療も日々進化しています。認知症高齢者をケアする専門の介護職員の養成が必要であるとともに、介護職員に認知症に対する新しい情報を提供し、より良いケアを提供する必要があります。								
取組内容	認知症高齢者見守り支援ヘルパーの養成を行うとともに、養成されたヘルパーに対し、スキルアップ研修として最新の認知症情報、ケア技術を伝達していきます。								
年次計画	27	28	29	30	31	32以降			
	実施					→			

事業	市内全体のヘルパー人材育成の充実								
所管	在宅サービス課			訪問介護係					
課題目的	<p>市役所や福祉公社、訪問介護事業所等がそれぞれ研修会を開催していますが、これまで特に調整を行ってはいません。</p> <p>効果的、効率的に研修を行うため、関係機関の連携が必要です。</p> <p>また医療ニーズ及び多問題を抱えてケアを必要とする高齢者の増加が見込まれます。ヘルパーが行う医療ケア、課題解決の手法等に対して研修を実施する必要があります。</p>								
取組内容	<p>市役所や訪問介護事業者連絡会と協議しながら、現在行っているヘルパー研修を一体的に行っていけるようにします。</p> <p>また、医療ケア、課題解決手法等、ヘルパーに必要とされる研修を整理し、効率的にできるようにします。</p>								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	実施								
	検討								

事業	地域支援事業訪問介護員の養成								
所管	在宅サービス課			訪問介護係					
課題目的	<p>平成 27 年度より、要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進とともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村において、要支援者に対する介護予防給付の地域支援事業化が行われます。現行の「介護予防訪問介護サービス」が「地域支援事業」へ移行され、市独自事業の生活支援ヘルパーも統合されます。今後要介護者の増加が見込まれるのに対し、担い手不足が予想されています。また、要支援者には、必ずしも専門職によるサービスを必要としない方もいることから、現在の有資格者だけでなく調理や掃除などの生活援助に係るサービスを提供する人材を育成する必要があります。</p>								
取組内容	<p>サービス提供する際の基本的な考え方や、高齢者への理解など一定の研修が必要となりますので、その研修カリキュラムを検討し、実施していきます。</p>								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	検討	実施				→			
	実施								

事業	市民後見人の養成								
所管	在宅サービス課			後見係					
課題目的	成年後見制度利用者の増加に伴い、受任できる専門職後見人の不足が見込まれ、成年後見制度を利用できない市民が出る可能性があります。地域に根ざした成年後見人の育成を行い、成年後見制度利用者数増加に伴う必要な後見人業務の需要に、確実に対応していきます。								
取組内容	東京都社会福祉協議会北多摩北ブロック及び近隣市合同による市民後見人養成講習を実施し、市民後見人の育成を行います。また地域福祉権利擁護事業生活支援員の中から、市民後見人につながる人材の確保も行っていきます。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	実施					→			

事業	地域福祉権利擁護事業生活支援員の養成								
所管	在宅サービス課			後見係					
課題目的	福祉公社においてはこれまで、地域福祉権利擁護事業利用者が少数であったため、職員が支援を行ってきました。今後多くの市民にサービス提供を行うにあたり、専門員の指示のもと、利用者の生活状況を把握し、適切な援助を行うことができるよう、対人援助や福祉サービスに関する基本的な知識を持った生活支援員の育成を行い、地域福祉権利擁護事業を円滑に実施していきます。								
取組内容	福祉公社で年度に1回、生活支援員養成講座を実施します。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	実施					→			

事業	通所事業所研修会の継続								
所管	高齢者総合センター			デイサービスセンター					
課題目的	在宅生活を支援する通所介護事業者は数多くありますが、在宅生活を送る利用者ニーズは多岐にわたっており、更なる専門性が求められています。利用者がより良いサービスを受けられるよう、市内通所介護事業所介護職員のサービス提供能力の質の向上を目指します。								
取組内容	実務に携わる各事業者の職員を対象として、自主的に行ってきました介護や利用者処遇等に関するスキルアップ研修を継続して定期的に開催します。また情報交換会を実施し、他の施設を知り、各施設の課題を共通課題として検討していきます。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	継続実施					→			

事業	北町高齢者センターにおけるボランティア育成と活動の充実								
所管	北町高齢者センター			コミュニティケアサロン					
課題目的	北町高齢者センターは、創立以来四半世紀以上にわたって、地域の多くのボランティアの支援で運営され、世代を超えた交流の場として、満足度の高いサービスを提供してきました。しかし、現在、長年活動を続けている中心的なボランティアの高齢化が進む一方で、新規のボランティアが増加していません。今後もセンターの伝統を守り発展させていくために、地域との連携を深め、お元気高齢者の活躍の場として、また世代間交流の場としても新規のボランティアを募集し、育成していきます。								
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体や大学との連携により幅広い年代層にボランティア募集活動を広げます。 ・現活動グループと職員との話しあいの機会を増やし、ボランティアがさらに活動しやすく、やりがいが得られるようサポート体制を改善していきます。 ・ボランティア活動を地域に発信し、センターへの関心を高めることで、新規ボランティア獲得へつなぎます。 								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	計画・実施	充実				→			

事業	デイサービスセンターボランティアの育成								
所管	高齢者総合センター			デイサービスセンター					
課題目的	より良い福祉サービスを利用者に提供するためには、専門職のみならず市民力によるサポートが不可欠です。また、地域支援事業の担い手としても市民の活用が求められています。新規ボランティアの育成とともに現在活動中のボランティアがデイサービス以外の場でも幅広く活躍できるよう支援していきます。								
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会活動センターと協力し、受講者に対するボランティア説明会、試食会等の開催を検討します。 ・市報での募集やボランティアセンター武蔵野への依頼など人材確保のために必要な方策を実施します。また、同センターと協力し、募集だけではなく合同勉強会等の開催を検討します。 								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	検討	実施				→			

I 新しい福祉機能を開発し市に提案する

現在は、市は直接福祉サービスを行っていないので、福祉の現場の情報が入りにくい状況です。福祉公社は総合的な福祉サービスを提供しているため、福祉現場の課題やニーズを幅広く把握できる立場にあり、公共的なモニタリング機能を担うことができます。しかし、公社全体で現場の課題・ニーズを吸い上げ必要なサービスに結び付けるシステムはありません。

事業	新しい福祉機能の調査研究								
所管	総務課			管理係					
課題目的	福祉公社では多岐にわたる事業を実施しており、職員は日常的に利用者をはじめとした市民の課題やニーズを把握しています。しかし、福祉公社内で集約し情報を共有できていません。まずは、福祉公社内で課題を共有し市へ積極的な提案を行っていきます。								
取組内容	事業報告会を発展させ、課題解決型の研修にします。 事業報告会を外部にも開き、福祉現場の課題やニーズ、新たな取組について、市や関係機関にも情報提供を行います。 部門横断的な調査研究ワーキングチーム（仮）を編成し、各セクションの課題やノウハウを持ち寄り、新しい福祉機能を調査研究します。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
		実施				→			

J 支援者

高齢者が地域で暮らしていくためには、介護保険を中心とした公的なサービスだけでは、支えることができなくなっています。地域の支援者と公的な制度や機関がさらに連携して支えていくことが求められています。

事業	地域ケア会		
所管	高齢者総合センター	在宅介護支援センター	
課題目的	地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。武藏野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の中で、4つの段階、高齢・障害などの分野を超えたレベル（地域リハビリテーション推進協議会）・市町村レベル（在宅支援連絡会議）・日常生活圏域レベル（地区別ケース検討会）・個別レベル（個別ケア会議）が示され、平成26年度より、各在宅介護支援センターにおいて地域ケア会議が開催されました。重層的な地域ケア会議として、在宅介護支援センターが行う地域ケア会議は、日常生活圏域レベルの地区別ケース検討会がこれにあたり		

	<p>ます。</p> <p>本在宅介護支援センターにおいても、市民が在宅生活を継続するために、多職種や地域の支援者が連携して、地域課題を解決する必要があります。</p>					
取組内容	<p>地域関係団体と協議し、開催内容・参加者・頻度等の開催方法を検討して行きます。</p> <p>地域ケア会議を開催し、個別課題の解決、地域ネットワークの構築、地域課題の発見等を行っていきます。</p>					
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降
	実施・評価					→

事業	地域福祉活動の支援							
所管	高齢者総合センター				管理・社会活動センター			
課題目的	<p>地域福祉活動に携わる市民からは、新たな活動の担い手が得られにくいという声があります。高齢者総合センターは、地域の社会資源として専門職が配置され、福祉サービスを提供していますが、利用者はセンター受講者等に限定され、地域福祉の活動拠点とはなりえています。市民が主体となる様々な地域活動が、新たな担い手を得て、安定的に活動できるよう、高齢者総合センターが中核となり人と人のつながりを深め、地域活動の担い手への動機付けや育成を行い、市民による重層的な支援体制作りの環境を整備していく必要があります。</p>							
取組内容	<p>講座受講者でない一般市民の施設利用を進めるとともに、センター内に地域福祉活動に関する資料等を整備し、地域活動の担い手への動機付けを行います。</p> <p>現在、社会活動センターの受講者、地域福祉の諸団体等と協働して、コミュニケーションカフェを定期的に開催し、市民の地域活動参加へのきっかけづくりを行っていますが、このような事業の拡充を検討します。また、地域団体とともに、新たな支援策の検討を行います。</p>							
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降		
	実施					→		

K 民間の福祉サービスを補完する

武蔵野市は現在、全国レベルでは介護保険事業所が充実していますが、採算や施設設備等から民間からの提供が少ないサービスもあります。今後、高齢者人口の増大、入院期間短縮等による医療ニーズの高い在宅要介護者の増加、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、財政援助出資団体が提供すべきサービスの在り方を検討していきます。

事 業	コミュニティケアサロンの在り方検討								
所 管	高齢者総合センター 北町高齢者センター			コミュニティケアサロン					
課題目的	<p>北町高齢者センターは、市民生活の延長線上のケアサロンとして、高齢者が気軽に集える場として設立されましたが、その後、介護保険制度開始により、通所介護施設として事業展開を開始しました。</p> <p>現在では、比較的長い利用時間のサービスを提供していることから、当初の利用者像とは異なり、よりきめの細かいケアを必要とする利用者の割合が高くなっています。</p> <p>一方で今後更なる高齢社会に向けて平成27年度に介護保険制度が改正され、要支援が地域支援事業に移行し、予防の方々への選択肢が広がります。高齢者人口の増加と制度変更に伴い変わっていく地域のニーズに対応するために、センターのサービス内容・提供体制は現状のままでよいのか再点検し、方向性を定めていきます。</p>								
取組内容	<p>通所事業者連絡会からの情報やケアマネジャー等から求められるサービスの在り方、利用者からの要望、地域の実情等を調査します。その上で、今後センターを利用する中心的利用者像の精査、その利用者にとってサービス提供時間・祝日営業はどうあるべきか等今後の在り方を総合的に検討します。</p> <p>また、施設そのものの在り方についても市と協議していきます。</p>								
年次計画	27 調査	28 検討	29	30	31	32 以降			

事業	ホームヘルプセンターの在り方の検討								
所管	在宅サービス課			訪問介護係					
課題目的	武藏野市財政援助団体在り方検討委員会報告書によると、訪問介護サービス事業は「当面は当団体が継続するが、民間でも実施可能であるため、必要に応じて担い手の見直しを行う」という報告があります。一方で、平成27年度から、要支援者に対する介護予防給付の地域支援事業化行われるにあたり、市から人材確保の要請もあります。制度の改変期であり、市民へのサービス提供を優先し、制度改正後のサービス提供状況踏まえながら検討を進めます								
取組内容	ホームヘルプセンターの公益目的としては、介護職員研修・育成、困難ケース対応、迅速なサービス提供にあります。加えて、制度改正後の地域支援事業における役割も踏まえ、検討します。								
年次計画	27	28	29	30	31	32以降			
			実施						

事業	地域支援事業訪問介護の展開								
所管	在宅サービス課			訪問介護係					
課題目的	地域支援事業が平成27年度より開始されるにあたり、現行の「介護予防訪問介護サービス」が「地域支援事業」へと移行され、生活援助に係るサービス提供を行うための体制整備を行う必要があります。								
取組内容	「地域支援事業」のサービス提供者の育成とともに、利用者に必要なサービスを継続して提供できるように、体制整備を行うとともにサービス提供者へのフォロー体制を確立します。								
年次計画	27	28	29	30	31	32以降			
	実施								

事業	デイサービスセンターのセーフティネット機能の充実								
所管	高齢者総合センター			デイサービスセンター					
課題目的	「病院・施設から在宅へ」の移行を背景に、利用者のニーズは、医療処置、入浴、臨時利用、緊急対応等多様化しており、これらのニーズに的確に対応していく必要があります。利用者とその家族が安心してより良いサービスを受けられるようセーフティネットとして機能していきます。								
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員に対する医療ケア対応等の研修や、看護職員による医療分野の研修を充実させます。 市と協議しながら入浴施設改修等の物的介護設備を整備することを検討します。 								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	準備・協議	実施・協議				→			

(5) 健全な組織運営の維持

L 人材育成

平成 23 年度までは、係ごとに主に専門性を高める研修や業務に必要な研修を実施してきました。平成 24 年度からは新規採用職員育成計画を策定し、平成 25 年度には通信教育費用助成の他主任及び課長補佐への昇任制度を新設するなど、組織的な人材育成を始めました。また、健康福祉他団体との合同研修や武蔵野市への派遣研修を実施し定着してきました。しかし、公社職員として必要とされるスキルや職員像が明確となっていなかったため、計画的に実施されていませんでした。今後はこれらの研修を体系化し、効果的に計画的に人材育成をしていきます。

事 業	研修体系の確立								
所 管	総務課			管理係					
課題目的	公社の事業目的を達成するために、理想とする職員像が明確となっていなかったため、効果的な育成ができていませんでした。今後の事業展開を踏まえ必要とされる職員像を明らかにし、人材育成を行う必要があります。								
取組内容	事業ごとに、組織のために、必要な職員像を明確にします。 職層や年次に応じて必要な研修を体系化します。 全員が習得すべき知識は必須研修として、必要な時期に行われるよう体系化します。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	検討	実施				→			

事 業	経営能力を持つ人材の育成								
所 管	総務課			管理係					
課題目的	市派遣職員が運営を総括する主要な事務を担っていることから、将来を見据え固有職員が主体となり運営を行う必要性が生じてきています。経営能力を持つ人材の育成をします。								
取組内容	固有職員を、団体運営を統括する主要な事務を担っている部署への配置を行います経営能力を培う研修を行います。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	実施	→							

事業	在宅介護支援センターのソーシャルスキルの向上								
所管	高齢者総合センター			在宅介護支援センター					
課題目的	職員の退職や異動の際に、新担当者に対する研修やOJTが体系的に行われておらず、技術や知識の伝達が十分になされていない状況にあります。初期相談窓口である在宅介護支援センターの職員は、高齢者のニーズを的確に把握し、課題解決に向けてのソーシャルスキルが必要不可欠です、福祉公社全体の研修体系とともに、在宅介護支援センター職員に必要なスキルの向上を図ります。								
取組内容	在宅介護支援センター業務に必要な技術や知識は何であるか、るべき職員像を明確にし、福祉公社全体の研修体系に準じて、OJTやOFFJTの支援も含めた研修計画を作成・実施します。さらに個々のスタッフの業務遂行を相互にモニタリングし、随時見直しを行っていきます。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	職員像の明確化と研修計画の作成・実施	評価見直し・再作成・実施				→			

M 効率的な組織運営

福祉公社は、創設以来「地域の福祉サービスを補完し、武藏野市全体の福祉のレベルアップに寄与すること」に主眼を置き事業運営を行ってきました。しかし、財政面では事業によっては赤字の状態にあり、老後福祉基金の活用によって事業を継続しています。福祉公社は公益財団法人として収支相償の運営が求められています。現在実施している事業が本当に市民の課題・ニーズに合った必要な事業なのか、費用や補助金が見合っているのか評価を行い、健全な組織運営を行います。

事業	組織の見直し								
所管	総務課			管理係					
課題目的	平成26年6月には「医療介護総合確保推進法」が成立し、地域支援事業の重要度が増すなどの制度変更、社会状況の変化に伴う有償在宅福祉サービス等福祉公社事業の見直し等、福祉公社が担う役割も変化しています。役割の変化に的確に対応し、業務を効率的に執行できるよう、必要に応じて適切な組織体制に見直す必要があります。								
取組内容	新事業や介護保険制度改革に対応できる組織体制を整えます。 事務分掌を見直します。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	実施					→			

事 業	事務事業評価の実施								
所 管	総務課			管理係					
課題目的	<p>社会状況等の変化に伴い、市民が抱える課題も変化し福祉公社の役割も変わっています</p> <p>現在実施している事業が市民の課題・ニーズに合った必要な事業なのか、福祉公社が行うべき事業なのか、事業に要する経費は適切なのか等を検証し、事務事業の改革・改善を検討・推進していく必要があります。</p>								
取組内容	定期的に事務事業評価を実施し、事業の必要性、効率性・成果の検証等を行います。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	実施			実施					

事 業	□社□の□□□□計画の								
所 管	総務課			管理係					
課題目的	本社屋が長期にわたって、その機能を維持し継続して使用できるよう、適切な維持管理を行っていく必要があります。そのためには、補修改修等によって発生するコスト、時期を想定し計画的に整備を行っていくことが必要です。								
取組内容	市民社協と共同で長期保全計画をたて、計画的に整備を行います。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	計画	□備				→			

事 業	□□の充実								
所 管	総務課			管理係					
課題目的	これまでホームページの開設や福祉公社通信「羅針盤」の発行など、広報の充実に努めてきましたが、福祉公社を取り巻く社会状況の変化に伴い、福祉公社の役割も変わってきており、広報が果たすべき責任や役割が増しています。福祉公社の事業を広く市民に情報提供するため、さらに充実していきます。								
取組内容	<p>ホームページの内容充実を図り、市民・利用者への情報提供と説明責任を果たします。</p> <p>効果的な広報の手法を検討します。</p>								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	実施	→				→			

事業	ふれあいまつもの在り方検討							
所管	高齢者総合センター				管理・社会活動センター			
課題目的	<p>ふれあいまつもとは、高齢者総合センター建築中の代替施設として福祉公社本部に設置したものですが、建築後も継続されたまま、事務所の拡張のため現施設に移転したものです。高齢者総合センターが開設された時点では役割は終えたと考えられます。</p> <p>同様に暮会所機能を持つコミュニティセンターや高齢者総合センターが比較的近くにありながら、なお、今後も有料の暮会所の運営を継続する必要があるか、また継続する場合の運営費の確保、現施設の活用法について検討します。</p>							
取組内容	今後の施設の活用法と、適正な受益者負担について検討します。							
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降		
	検討							

事業	補助器具センターの在り方検討							
所管	高齢者総合センター				補助器具センター			
課題目的	<p>当センターは、平成5年から、介護保険に先駆けて高齢者の住環境の整備・福祉器具の導入について、利用者や専門職へアドバイスをしてきました。平成18年には保険者機能の強化として、介護保険の住宅改修の全件審査を開始し、適正な介護保険給付に寄与してきました。しかし、介護保険が実施されて14年の間に、福祉用具の事業者のノウハウが蓄積され、福祉住環境コーディネーターが機能し、リハビリテーション病院の作業療法士や理学療法士が、患者の退院時にその居宅を訪問し、住環境整備に関するアドバイスも行うようになり、役割があいまいになってきています。このような動向を受け、今後の高齢者の「住環境」の質向上と適正化に関して市のリハビリテーション専門職の帰趣と関連付けて当センターの役割について検討します。</p>							
取組内容	事業を評価し、市と協議しながら事業の在り方について検討します。							
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降		
	評価・検討					→		

N 健全な財政運営

公社においては自主事業のほかに、市等からの委託事業、指定管理委託事業を実施しています。

委託事業、指定管理委託事業については、委託料の範囲内で適切な事業運営を行っていますが、委託料は年々減少しているとともに、指定管理者には、施設の設置目的を安定的・効果的に達成できるよう、より効率的な運営が求められています。

自主事業に関しては、自主事業とはいいうものの、その多くが市等からの補助金が欠かせない事業であるとともに、組織運営自体も補助金を得て運営している状況があります。今後は、各事業の目的に照らし、事業ごとに必要な適切な補助金額を明確にし、その上で収支相償を図っていく必要があります。

事 業	財政健全化計画の推進								
所 管	総務課			管理係					
課題目的	各事業の収支の明確化、今後の需要予測、収支改善のための取組方法等について「財政健全化計画」として取りまとめました。本計画を着実に推進し、収支改善を図っていく必要があります。								
取組内容	「財政健全化計画」の進捗状況について、定期的に進行管理を行い、着実な推進を図っていきます。								
年次計画	27	28	29	30	31	32 以降			
	実施	—————	—————	—————	—————	—————→			

○ 社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会との統合の検討

平成 26 年 5 月に報告された「武藏野市財政援助出資団体在り方検討委員会報告」において、福祉公社の見直しの方向性として「市民共助による福祉を推進していくため、福祉公社の役割の明確化を行い、市民社協と統合する。」と示されましたことから、福祉公社として、今後の取り組みを検討していく必要があります。

事 業	社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会との統合の検討								
所 管	総務課			管理係					
課題目的	<p>現在、市民共助の調整は市民社協が行っているが、市民への福祉サービスの提供は福祉公社が実施しています。今後、地域包括ケアにおいて互助によるサービスを考えていくにあたり望ましい組織の在り方を検討する必要があります。</p> <p>両団体を統合するとした場合、法人形態をはじめ団体運営等における具体的な課題を明らかにしていく必要があります。</p>								
取組内容	<ul style="list-style-type: none">・市及び社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会とともに、統合検討組織を事務レベルで設置し、市民共助による福祉を推進していく上で望ましい組織形態のあり方、仮に統合するとした場合の課題等について検討します。・検討結果に基づき、両団体の関係者等を含めた統合検討組織を設置します。								
年次計画	27 内部検討組織の設置	28 統合検討協議会設置	29	30	31	32 以降			

6 新規支出計画

新規・レベルアップ事業の実施に伴い、新たに費用が必要な事業の物件費は、以下のとおりです。

なお、これらの費用は、財政健全化計画において見込んだ上で収支計画を策定しています。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
全事業合計	2,445	1,863	1,863	1,863	1,863

事業名/年度	27	28	29	30	31
在宅介護支援センター機能の周知	210	210	210	210	210

在宅介護支援センター機能と相談窓口の周知を行うために、個別に使用できるマグネットの作成と広域に広報を行うためのパンフレットの作成を行います。

事業名/年度	27	28	29	30	31
震災時初動対応訓練の実施及び「震災時初動対応及び事業継続計画の見直し」	20	20	20	20	20

平成 27 年度・29 年度・31 年度は、「福祉避難所開設手順書」の作成および「震災時初動対応及び事業継続計画」の見直しを行うため印刷製本費等 20 千円を計上します。平成 28 年度・30 年度は、震災時初動対応訓練を実施するための消耗品費等 20 千円を計上します。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
援助を必要とする受講者の支援	5	5	5	5	5

毎年 1 回実施予定のサポートボランティア体験会の材料費として 5 千円を計上します。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
通所事業所研修会の継続	50	50	50	50	50

介護職員のサービス提供能力向上のための研修費(講師謝礼) として計上します。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
北町高齢者センターにおけるボランティアの育成と活動の充実	30	30	30	30	30

ボランティア講習会の講師謝礼として 30 千円計上します。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
デイサービスセンターボランティアの育成	90	90	90	90	90

新たなボランティアの育成と現在活動中のボランティアの勉強会費用として90千円計上しました。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
新しい福祉機能の調査研究	100	134	134	134	134

課題の抽出・検討・解決のための研修に係る費用及び視察に係る費用を計上します。講師謝礼100千円、一泊出張17千円×2名=34千円

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
地域ケア会議の開催	84	84	84	84	84

講師謝礼60千円、会議として24千円を計上します。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
地域福祉活動の支援	100	100	100	100	100

年2回開催するコミュニティカフェの費用として、諸謝金20千円、消耗品50千円、給食材料費30千円を毎年計上します。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
コミュニティケアサロンの在り方検討	16	0	0	0	0

居宅介護支援事業所へのアンケート調査のため通信費として、16千円計上します。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
デイサービスセンターのセーフティネット機能の充実	100	100	100	100	100

医療ニーズに対応できる介護職員育成のための研修費を計上します。設備改修に關しては市と協議の上、概算要求していきます。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
研修体系の確立	200	200	200	200	200

それぞれの事業で必要な研修は、従来どおり事業ごとの予算で実施します。職層や年次に応じて必要な研修費を計上します。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
経営能力を持つ人材の育成	100	100	100	100	100

必要な研修費を計上します。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
在宅支援センターのソーシャルスキルの向上	140	140	140	140	140

研修体系を作成し、それに基づいて外部講師による研修の実施や研修会への参加 費として 140 千円計上します。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
本社屋の長期修繕計画の策定と整備の実施	200	100	100	100	100

長期修繕計画の策定 100 千円と、簡易診断調査 100 千円（年 2 回分）のための費用を計上します。

単位：千円

事業名/年度	27	28	29	30	31
広報の充実	1000	500	500	500	500

ホームページの充実のための費用（委託費リニューアル 50 千円、管理 350 千円）、広報紙の印刷製本費（50 千円）、広告費（100 千円）を計上します。

7 計画の推進

毎月実施する進行管理会議において計画の進捗状況を確認し、確実に実行できるよう、進行管理を行います。

また、毎年度、計画の進捗状況を理事会、評議員会へ報告します。

財政健全化計画

(平成 27 年度～平成 31 年度)

1 前 提

公益財団法人武藏野市福祉公社では、自主事業として、有償在宅福祉サービス事業、権利擁護事業、成年後見事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業等、受託事業として、地域福祉権利擁護事業、高齢者総合センター、北町高齢者センター関係事業、認知症高齢者見守り支援事業、生活保護受給者金銭管理支援業務等を実施しています。また、平成 27 年度からは、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金事業も受託していく予定です。

有償在宅福祉サービスと福祉資金貸付事業から出発し、標準的な生活を送るための福祉の提供であった福祉公社の役割が、時代とともに発展し、他市においては社会福祉協議会が実施している事業の多くを、本市においては福祉公社が実施するに至っています。こういった事業は、収入の主体が行政からの補助又は委託といった形での実施となり、十分な収益を確保していくことが難しい面があります。このため、現在も運営費補助の形で法人運営に支援を受けています。

また、収益が見込める介護保険事業についても、他の民間事業者との均衡、民間事業者ではなかなか対応できない困難、多課題事例への対応など、財政援助出資団体が運営する介護保険事業としての役割を担っています。

これらの役割を前提に必要な補助金等についてはしっかりと確保し、できる限り効率的な事業運営を図ることで福祉公社の経営力を高め、長期的に安定した経営基盤を築く必要があります。

そこで、中長期事業計画に併せ、今後 5 年間を見据えて、公益財団法人として収支相償の経営が実施できるよう財政健全化計画を策定するものです。

2 現 状

近年（平成 23, 24, 25 年度の事業費ベース）の収支は、以下の様な状況です。

	事業活動収支差額	寄附金	寄附金を含まない収支 【投資活動収支を除く】
平成 23 年度	▲26,373,596 円	20,753,906 円	▲47,127,502 円
平成 24 年度	▲39,955,938 円	2,853,032 円	▲42,808,970 円
平成 25 年度	59,321,464 円	66,237,654 円	▲ 6,916,190 円

平成 22 年度には、経営改革プラン（平成 22～24 年度）を策定し、給与制度の見直し、職員数の適正化を図ってきました。

平成 25 年度においては、有償在宅サービス利用者の減、生活支援ヘルパーの利用者数減による利用料収入、委託料収入の減があったものの、東京都包括補助金の活用や成年後見制度の積極的な推進による後見報酬の増、介護保険収入の増などにより、事業活動収入の増加に努めるとともに、嘱託職員 2 名の退職不補充等により、事業活動支出の減少に努めました。これらにより、24 年度比で 35,891,780 円の収支改善を行いました。事業費ベースの収支差額は、6,916,190 円のマイナスと改善傾向であるものの、その他に 1,000 万円程度の投資活動支出が必要になっており、これらの収支赤字分は、老後福祉基金から充当している状況です。

3 健全化の視点

収入の大幅な増加が見込めない事業体系であり、収益を確保していくためには、人件費の削減、必要な補助金等の確保、効率的運営が主な方策です。

(1) 人件費の削減

長期にわたり事業を実施していく上で、その事業環境や利用者数の変化に適時的確に対応し、適切な人員配置を行うことで人件費の削減を図ります。

また、運営費補助のうち大きな割合を占めているのが市派遣職員人件費です。これについては、団体の自律化を図る観点でも、今後も独自職員化を進めます。また、今後も必要な派遣職員分については、市と協議しながら事業費補助への転換を進めます。

(2) 必要な補助金等の確保

事業の性質上、適切な額の補助金は今後も必要です。事業効果を見据えた必要な補助金の確保を図ります。また、介護保険事業においては、加算報酬の確保に努めます。

(3) 効率的運営

新規事業の獲得

業務量に応じ職員の適正配置を行うといつても、柔軟な対応には困難な面があります。一部のサービス利用量の減少を見据え、新規事業を獲得し経営の安定を図ります。

競争環境の確保

これまで、物品の購入等において、一部随意契約によるものも散見され、競争原理による購入が十分行われてこなかった面もあります。今後は、競争を原則とし、必要に応じてプロポーザル制度等も活用していきます。

I C T の効率的運用

これまで、必要な業務ごとに、必要な部署が、必要な都度システム導入を行っており、I C Tの運用に必要な経費が明確ではありませんでした。今後は、公社内でシステムの統一を図り、運用の効率化、経費の削減を図ります。

その他

LED化による光熱水費や燃料費等の費用の削減、ネットでの最安価格での物品購入等、運営経費の削減に努めます。

4 事業別収支まとめ

各事業費の明確化を図るため、管理費として会計処理を行っている経費 32,469 千円（管理費物件費 22,344 千円、減価償却引当金 8,125 千円、退職給付引当金 2,000 千円）を、平成 28 年度以降、各事業規模に応じて案分した上で、収支相償が図れるよう検討しました。

理事長人件費、市派遣職員人件費、総務費人件費等については、市から運営費補助を受けています。本来事業の割合に応じて、各事業の中で負担すべきものと考えますが、現時点での市の予算措置として認められていないため、今回の計画からは除外しています。

本計画では、平成 25 年度決算の事業活動収支赤字分 7,935 千円と投資活動支出の減価償却引当金 8,125 千円、退職給付引当金 2,000 千円を合わせた 18,060 千円を解消し、福祉公社財政の健全化を図るものであります。

また、第二期中長期事業計画の実施に伴い、新たに要する費用についても見込みました。

事業名/年度	25 実績	27	28	29	30	31
有償在宅福祉サービス事業	▲ 472	▲ 2,083	▲ 5,076	0	0	0
普及啓発事業	▲ 8	▲ 700	0	0	0	0
権利擁護事業	1,211	7,894	▲ 1,387	1,346	1,626	1,626
地域福祉権利擁護事業	▲ 869	▲ 1,300	▲ 5,365	▲ 3,224	▲ 2,699	▲ 2,699
成年後見事業	▲ 229	3,668	5,657	5,657	5,657	5,657
生活困窮者自立相談支援事業		795	602	602	602	602
住居確保給付金事業		246	▲ 52	▲ 52	198	198
居宅介護支援事業	1,517	150	159	159	159	159
訪問介護サービス事業	2,084	▲ 68	464	464	464	464
居宅介護サービス事業	2,779	178	▲ 750	▲ 344	63	63
生活支援事業	▲ 6,839	▲ 1,165	▲ 1,354	725	725	725
ホームヘルパー養成等講習事業	▲ 1,966	▲ 2,209	0	0	0	0
高齢者総合 C 管理運営事業	0	0	0	0	0	0
在宅介護支援センター事業	0	0	0	0	0	0
補助器具センター事業	0	0	0	0	0	0
デイサービス事業	0	0	▲ 1,562	▲ 1,562	▲ 1,562	0
社会活動センター事業	▲ 1,043	▲ 1,257	▲ 1,257	▲ 1,257	▲ 1,257	0
北町高齢者 C 管理運営事業	0	0	0	0	0	0
管理費(寄付金を除く)	▲ 4,101	▲ 10,111	5,033	5,033	5,033	5,033
投資活動支出	▲ 10,125	▲ 10,125	0	0	0	0
公社全体収支	▲ 14,226	▲ 16,087	▲ 1,688	10,147	12,209	15,028

*1⑦運営費補助減額 *2⑧管理費、投資活動支出を各事業へ振分

※管理費節減策として、平成 27 年度にプリンタ複合機の入替 500 千円、照明の LED 化 100 千円。平成 28 年度に職員採用試験の見直し 1,000 千円を見込んだ。

本計画の実行により、平成 31 年度には、15,028 千円の黒字となりますが、廃止が予定されている補助金が 12,048 千円であること。事業経費の健全化において、市の新たな事業費補助を見込んでいるものが 2,938 千円であること。これらを踏まえると、補助金が廃止又は新規受給ができない場合は、収支が均衡することとなります。また、補助金が継続され、黒字化した場合については、派遣職員の引き上げを含む、運営費補助の減額に努めます。

また、権利擁護事業の主体を地域福祉権利擁護事業に移行しますが、他市での実施状況をみると、必要とする支援に要する費用が地域福祉権利擁護事業の委託費では、賄いきれない状況があります。福祉公社においても同様の事が想定されますが、広く市民の権利を守ってため、他事業の効率化を図ることで費用の捻出に努めます。

5 事業別計画

(1) 【有償在宅福祉サービス事業/つながりサポート事業】

<現 状>

有償在宅福祉サービスと市福祉資金貸付事業委託事務を行っています。有償在宅福祉サービス利用者が公社独自の権利擁護事業を利用する場合は、基本サービスに含めて対応しています。

収入は、有償在宅福祉サービス 180 世帯（10,000 円/世帯）の 2,426 万、福祉資金貸付事務人件費 430 万、福祉資金貸付利用料 2,148 万で計 5,198 万円です。

主な支出は人件費 2,205 万、福祉資金貸付 1,917 万円で計 5,068 万円です。

<課 題>

- ① 有償在宅福祉サービスは、月の利用料 1 万円で、無定量で包括的な支援を行っており、支援内容に対する個別利用料金が設定されておらず、収支が見合いませんでした。武藏野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会では、介護保険の普及で協力員による家事援助サービスの需要が低下していること、サービス内容に見合った利用料金を設定すべきとされています。
- ② 東京都の福祉サービス総合支援事業補助金は、現在、権利擁護事業に全額入金されていますが、利用者サポート、事業運営費に相当する部分に有償在宅福祉サービス事業も含まれています。
- ③ つながりサポート利用者数は 60 名程度を想定しており、職員配置数を調整する必要があります。
- ④ 現行サービス利用者は、今後、どのサービス利用に移行していくのか、充分な相談と調整が必要になります。

<取 組>

項目	内 容
有償在宅福祉サービス終了	平成 27、28 年度の 2 年間の経過措置後、28 年度末をもって事業を終了します
つながりサポートの実施	平成 27 年度から新規事業として実施します。基本プランとつながりプランを設定し、個別サービス、没後支援サービスを希望により選択できるようにし、個別に料金設定をします。
体制に見合った職員の配置	つながりサポート利用者数に応じた職員配置をしていきます。有償在宅サービス担当職員は新規受託事業の生活困窮者自立支援事業、住居確保金受託事業、今後受任件数が増加する見込みの成年後見事業、地域福祉権利擁護事業へ配置替えをしていきます。

有償在宅福祉サービス 利用者の円滑な移行	つながりサポート、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度のいずれか、各利用者の状況に応じてスムーズに移行できるように調整、支援をしていきます。
-------------------------	---

単位：千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	50,198	42,080	36,908	37,015	37,015	37,015
補助金	4,306	4,306	4,306	4,306	4,306	4,306
都包括補助				7,790	7,790	7,790
利用料	24,264	16,280	11,108	6,474	6,474	6,474
扶助費	21,485	21,485	21,485	18,436	18,436	18,436
その他	143	9	9	9	9	9
支出	50,670	44,163	41,984	37,015	37,015	37,015
人件費	22,058	14,237	8,864	6,980	6,630	6,630
物件費	9,441	9,441	12,635	12,635	12,985	12,985
扶助費	19,171	20,485	20,485	17,400	17,400	17,400
収支	▲ 472	▲ 2,083	▲ 5,076	0	0	0

②7 つながりサポート開始 ②9 完全移行

②9 総合支援事業補助金分割

②5 職員 3.5 名 ②7 職員 2.5 名 ②8 職員 1.5 名 ②9 職員 1 名

(2) 【普及啓発事業】

<現 状>

毎月の老いじたく講座で老いじたくの基礎知識、成年後見制度に関すること、一般市民や地区社協、障害を持つ親の会等の団体に出前講座をおこなっています。主な収入は市の運営補助金 39万6千円です。主な支出は人件費の70万円です。

<課 題>

① 以前は市民シルバー助け合い事業として総合相談事業、在宅生活困難高齢者等サービス事業、入院時家事援助等サービス事業の事業予算が普及啓発事業に移行したもので、本来であれば、成年後見推進機関として担う位置づけのものです。

<取 組>

項目	内 容
成年後見事業との統一	成年後見事業へ、組み入れます。

単位：千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	396	396				
補助金	396 0 0	396				
支出	404	1,096				
人件費	0	700				
物件費	8	7				
その他	396	396				
収支	▲ 8	▲ 700				

成年後見事業に移行

(3) 【権利擁護事業】

<現 状>

公社独自の権利擁護事業と、市から委託された生活保護受給者金銭管理事業を行っています。また、東京都福祉サービス総合支援事業で、区市町村福祉サービス等苦情対応機関として、介護保険以外の苦情窓口対応と、月1回、一般市民対象の弁護士の専門相談を行っています。

収入は公社独自の権利擁護事業(7,000円/人)で195万円、生活保護受給者金銭管理事業(15,000円/人)で126万円、東京福祉サービス総合支援事業補助金で1,781万9千円の計2,103万円の収入があります。公社独自の権利擁護事業利用者は約150名ですが、有償在宅福祉サービス事業利用者約130名は利用料金を徴収していないので、権利擁護事業のみの利用者約20名の利用料となります。

主な支出は人件費の1,846万円です。

<課 題>

- ① 公社独自の権利擁護事業は平成28年度で終了し、平成29年度から地域福祉権利擁護事業を主体とした権利擁護事業へ移行します。現在の権利擁護事業利用者は地域福祉権利擁護事業、または、成年後見制度への移行をしていきます
- ② 東京都福祉サービス総合支援事業の補助金は、全額、権利擁護事業収入としていましたが、つながりサポート事業内容も含まれています。

<取 組>

項目	内 容
地域福祉権利擁護事業を主体とした権利擁護事業への移行	低額な料金で利用でき、所得の少ない市民等、広く市民が利用できる地域福祉権利擁護事業を実施していきます。
職員数の適正化	地域福祉権利擁護事業への移行により職員1名減。

単位:千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	21,032	23,485	10,627	8,474	8,474	8,474
利用料	1,953	2,160	2,160	7	7	7
受託料	1,260	3,564	3,564	3,564	3,564	3,564
補助金	17,819	17,761	4,903	4,903	4,903	4,903
支出	19,821	15,591	12,014	7,128	6,848	6,848
人件費	18,467	14,237	10,470	5,584	5,304	5,304
物件費	1,354	1,354	1,544	1,544	1,544	1,544
その他	0	0	0	0	0	0
収支	1,211	7,894	▲1,387	1,346	1,626	1,626

⑧補助金分割(つながりサポートと補助金を分割)

⑯職員2.5名 ⑰職員2.5名 ⑪職員1.5名 ⑫職員0.8

(4) 【地域福祉権利擁護事業】

<現 状>

東京都社会福祉協議会の委託事業として実施しています。利用者は2名です。
収入は利用料収入1万9千円と東京都補助金405万5千円の計407万4千円です。

主な支出は人件費446万です。

<課 題>

- ① 公社独自の権利擁護事業は月7,000円の利用料金で事業を行ってきましたが、権利擁護事業を、誰でも広く市民の方に利用して頂くことが必要です。
- ② 東京都社会福祉協議会の委託料は、利用人数に応じた専門員の設置費生活支援員の報酬実費等ですが、実際には専門員による直接支援が必要な場合も多く、これらの費用は含まれていません。他区市町村でも、補助金のみでの運営は困難で、市補助や市派遣職員による運営が行われています。

<取 組>

項目	内 容
地域福祉権利擁護事業を主体とした権利擁護事業の実施	地域福祉権利擁護事業を主体とした権利擁護事業を実施します。
市と事業補助金に関する協議	事務の効率化に努めていくと同時に、今後、広く市民の権利擁護を担っていく目的に照らし、市からの補助金に関して協議を実施します。

単位：千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	4,074	5,461	7,901	10,042	10,042	10,042
利用料	19	1,080	1,530	1,680	1,680	1,680
受託料	4,055	4,381	6,371	8,362	8,362	8,362
補助金	0					
支出	4,943	6,761	13,266	13,266	12,741	12,741
人件費	4,464	6,282	12,354	12,354	11,829	11,829
物件費	479	479	912	912	912	912
その他	0					
収支	▲ 869	▲ 1,300	▲ 5,365	▲ 3,224	▲ 2,699	▲ 2,699

⑤職員 0.2 ⑦職員 1名 ⑧職員 2名

(5) 【成年後見事業】

<現 状>

成年後見制度による成年後見の法人後見を受任し、現在の受任者数は 69 名です。また、市長申立案件の後見受任、市民貢献型後見人育成、後見監督を行っています。

収入は後見受任報酬 2,246 万円、東京都の成年後見あんしん生活創造事業補助金の 600 万円の計 2,846 万円です。

主な支出は人件費で 2,782 万円です。

<課 題>

- ① 現在、権利擁護契約を締結しサービスを提供している方の中には、今後、成年後見の対象となると考えられる方も多く、円滑な移行を図っていく必要があります。
- ② 今までの後見制度利用者は、有償在宅福祉サービスから後見制度へ移行した人がほとんどであるため、保有財産が多いことから報酬単価が高く、安定した収入が確保できましたが、今後は市長申立案件や他機関からの依頼で、報酬が僅少、または発生しない可能性もあります。また、利用者の状況から、他の専門職に受任の依頼が適当な案件も、報酬が発生しない可能性も考えられます。

<取 組>

項目	内 容
利用者の増化	成年後見申立てを支援し、権利擁護事業からの円滑な移行を行います。成年後見報酬の増加を図ります。
報酬助成制度に関して市と協議	報酬助成制度に関して市と協議していきます。
職員の嘱託化	一部事務について、職員の嘱託化を行います。

単位 : 千円

項目 / 年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	28,462	29,002	37,897	37,897	37,897	37,897
報酬	22,460	23,000	26,400	26,400	26,400	26,400
補助金	6,002	6,002	11,524	11,524	11,524	11,524
支出	28,691	25,334	32,240	32,240	32,240	32,240
人件費	27,823	24,466	22,860	22,860	22,860	22,860
物件費	868	868	9,380	9,380	9,030	9,030
収支	▲ 229	3,668	5,657	5,657	5,657	5,657

㉕職員 6 ㉖職員 5.5 名

㉗啓発普及事業統合

㉘あんしん生活創造事業補助金増額

(6) 【生活困窮者自立相談支援事業】

生活保護に至っていない生活困窮者が、経済的な自立のみならず、日常生活、社会生活までの自立の促進を促すことを目的とするもので、平成 27 年度より、市の委託事業として実施するものです。

収入は市補助金 1,000 万 7 千円です。

主な支出は人件費の 9,370 万円です。

単位 : 千円

項目 / 年度	27	28	29	30	31
収入	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007
補助金	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007
支出	9,825	9,563	9,563	9,563	9,563
人件費	9,842	9,240	9,240	9,240	9,240
物件費	455	323	323	323	323
その他	0	0	0	0	0
収支	795	602	602	602	602

⑦ 職員 0.5 名 ⑧ 職員 1.5 名

(7) 【住居確保給付金事業】

生計中心者が、離職や雇用解雇などで定期収入がなくなった場合に、賃貸住宅の家賃を最大 9 か月支給し、求職活動を支援する事業です。平成 27 年度より、自立相談支援事業とともに、市の委託事業として実施します。

収入は補助金 529 万円です。

主な支出は人件費 527 万円です。

単位 : 千円

項目 / 年度	27	28	29	30	31
収入	5,291	5,291	5,291	5,291	5,291
補助金	5,291	5,291	5,291	5,273	5,273
支出	5,045	5,343	5,343	5,273	5,273
人件費	4,865	5,163	5,163	5,093	5,093
物件費	180	180	180	180	180
その他	0	0	0	0	0
収支	246	▲52	▲52	198	198

⑦ 職員 1 名 ⑧ 職員 1 名 ⑨ 職員 1.2 名

(8) 【居宅介護支援事業】

<現 状>

居宅介護支援事業では、居宅介護支援事業所として居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の作成を行っています。

収入は、居宅介護支援費Ⅰのほか、特定事業所加算、認知症加算、独居加算等で14,848千円です。支出は人件費81%で、ケアマネジャー3名と課長・係長の事業費按分を加え、12,143千円です。これにより平成25年度の収益は1,517千円となりました。

平成24年度末に退職者が2名あり、平成25年度は一時的に利用者人数を減らし対応しました。そのため居宅介護ケアプラン数が年間で905件(月平均75.4件)、予防支援185件(月平均15.4件)となりましたが、平成26年度9月現在では、居宅介護サービス計画数が月平均90件、介護予防サービス計画数月平均13件となっています。

<課 題>

① 経営の安定化のためには、居宅介護サービス計画数を増やし、維持していく必要があります。ただし財政援助団体としてケアマネジャー数を増やしていくことは考えておらず、3名で経営の安定化を図っていきます。

<取 組>

項目	内 容
ケアプラン数の增加と維持	ケアマネジャー1人約33件の居宅介護サービス計画、8件の介護予防サービス計画を確保します。担当していく利用者については、これまで通り在宅介護支援センターや地域包括支援センターと連携を取っていきます。

単位：千円

項目/年度	25実績	27	28	29	30	31
収入	14,848	17,609	19,307	19,307	19,307	19,307
介護保険	14,848	17,609	19,307	19,307	19,307	19,307
支出	13,331	17,459	19,148	19,148	19,148	19,148
人件費	12,143	15,506	15,506	15,506	15,506	15,506
物件費	1,188	1,953	3,642	3,642	3,642	3,642
その他	0	0	0	0	0	0
収支	1,517	150	159	159	159	159
ケアプラン (実績、予定) 月平均	居宅介護 75.4件 予防介護 15.4件	居宅介護 90件 予防介護 18件	居宅介護 100件 予防介護 18件	居宅介護 100件 予防介護 18件	居宅介護 100件 予防介護 18件	居宅介護 100件 予防介護 18件

(9) 【訪問介護サービス事業】

<現 状>

ホームヘルプセンター武藏野では、介護保険による訪問介護事業のほか、居宅介護サービス事業、市からの委託により、生活支援ヘルパー事業、認知症見守り支援ヘルパー派遣、そして介護職員初任者研修を行っています。

訪問介護事業については、収入が、介護報酬と利用者負担金による介護保険収入 116,993 千円、自費サービス収入 4,207 千円です。支出については、課長・係長事業費按分・サービス提供責任者・ヘルパーの人物費が 110,389 千円となり、全体の 91% を占めています。また、物件費が 8,728 千円となり、収益が 2,083 千円となりました。

平成 25 年度 2 名、平成 26 年度 1 名、サービス提供者の退職者を不補充としていることで、収益性の向上を図りました。

平成 26 年度は、サービス提供者 12 名、登録ヘルパー 75 名、フレックスヘルパー 14 名の体制でサービス提供を行っています。介護保険では 1 人のサービス提供責任者が担当できる人数は 39 人と定められています。ホームヘルプセンターの介護保険利用者数の平均が約 17 人です。その他居宅介護サービスなどの利用者数約 11 人、すべてを合わせた平均数が約 28 人です。

平成 27 年度の介護保険の改正では、サービス提供責任者の設置基準の緩和などが予定されており、平成 28 年度以降は介護予防訪問介護の日常生活支援総合事業への移行が検討されています。

<課 題>

①来年度の介護保険の改正により、サービス提供責任者の設置基準が緩和され 50 人に 1 人の設置予定です。経営面だけで考えれば、7 人のサービス提供責任者となります。しかし、ホームヘルプセンター武藏野では介護保険だけではなく様々な事業を担っています。また財政援助出資団体が運営する訪問介護事業所として「複合多課題を有する利用者への支援」などを担っていく必要があります。これらのことを勘案し、ホームヘルプセンター武藏野のサービス提供責任者の適正な配置を検討していく必要があります。

②利用者増加による増収は財援団体の役割と考えていません。しかし、安定的な経営のための利用者数は確保しつつ、経費節減の方策を検討していく必要があります。

<取 組>

項 目	内 容
サービス提供責任者の適正な人員配置	ホームヘルプセンター武藏野の担うべき役割を考え、なつかつ収支相償となるよう、サービス提供責任者の役割、担当利用者数を検討し、適正な人員配置を行います。

訪問介護事業のサービス提供時間の増加	サービス提供時間 15%の増加を目指していきます。また 15%の増加を図るために、ホームヘルプセンター武藏野のヘルパーの空き情報を定期的に居宅介護支援事業所へ広報し、地区別ケース検討会で事業所のアピールを行い、利用者の増加に取り組みます。
--------------------	---

単位：千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	121,200	117,949	131,581	131,581	131,581	131,581
介護保険	116,993	101,866	113,519	113,519	113,519	113,519
利用料	4,207	11,467	12,759	12,759	12,759	12,759
自費サービス		4,616	5,303	5,303	5,303	5,303
支出	119,117	118,017	131,117	131,117	131,117	131,117
人件費	110,389	106,531	107,606	107,606	107,606	107,606
物件費	8,728	11,486	23,511	23,511	23,511	23,511
その他	0	0	0	0	0	0
収支	2,083	▲ 68	464	464	464	464
備考	サービス提供責任者 2名不補充		サービス提供時間 15%増			

* サービス提供責任者の配置については、検討結果に応じて実施していきます。

(10) 【居宅介護サービス事業】

<現 状>

居宅介護サービス事業は障害者総合支援法に基づき、ヘルパーの派遣を行っています。

平成 25 年度の収入は居宅介護給付費、利用者負担金の 12,092 千円です。

支出は課長・係長事業費按分、サービス提供責任者 12 名、ヘルパー賃金などの人件費が大きな割合を占めており、9,313 千円となり、2,779 千円の収益がありました。

<課 題>

①支出に管理費を見込むと、今までのサービス提供時間 4,147 時間では収支相償となりません。ただし財援団体としては必要以上に利用者を集めず、収支相償としていく必要があります。

<取 組>

項目	内 容
利用者、サービス提供時間の増加	平成 30 年度までに、1 ヶ月に 36 時間のサービス提供時間の増加を目指し、収支相償を目指します。

単位：千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	12,092	11,899	12,862	13,755	14,648	14,648
居宅介護サービス費	12,092	11,899	12,862	13,755	14,648	14,648
支出	9,313	11,721	13,612	14,099	14,585	14,585
人件費 物件費 その他	9,285 28 36 時間増	11,519 202 72 時間増	12,062 1,550 108 時間増	12,549 1,550 13,035 1,550 13,035 1,550	13,035 1,550 13,035 1,550	13,035 1,550
収支	2,779	178	▲ 750	▲ 344	63	63
備 考			平成 27 年度比 36 時間増	平成 27 年度比 72 時間増	平成 27 年度比 108 時間増	

(11) 【生活支援事業】

<現 状>

生活支援事業では市からの委託により、生活支援ヘルパー派遣事業と認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を行っています。

平成 25 年度の収入は市からの受託料と利用料で 13,952 千円です。支出は課長・係長事業費按分、サービス提供責任者 12 名、ヘルパー賃金の人物費 20,689 千円、物件費で 102 千円、合計 20,791 千円です。収益としては 6,839 千円の赤字となりました。

市からの受託料は生活支援ヘルパー 1 時間 2,200 円、認知症高齢者見守り支援ヘルパー 1 時間 2,000 円です。生活支援ヘルパーの委託料単価は、介護報酬に比べ安価のため大幅な赤字となっています。また生活支援ヘルパーの派遣時間は減少しており、平成 24 年度は約 582 時間、平成 25 年度約 985 時間（前年度比）、平成 26 年度は 500 時間の減少が見込まれます。26 年度から日常生活支援総合事業をにらみ、生活支援事業を民間事業者にも開放しているので利用者は更なる減少が予測されます。

一方認知症見守り支援ヘルパー事業については、平成 25 年度末から利用者人数が伸び、平成 26 年度に入ると約 1.5 倍の増加が見られ、月平均の利用時間は 318 時間の利用が見られます。

<課 題>

- ①生活支援事業については、地域支援事業の展開をにらみ、民間事業所が参入し、委託料単価が 2,200 円に見直されました。しかし、介護保険報酬に比べると安価で、たとえ利用者人数、サービス提供時間が増えても、支出が上回ってくるので、収益を見込むことができません。
- ②認知症見守り支援ヘルパーについては、現在受託料が 1 時間 2,000 円、利用者からの利用料金が 500 円となっています。しかし介護保険の報酬単価 1 時間 4,379 円と比べると安価で、管理費等の捻出が難しい状況です。

<取 組>

項 目	内 容
生活支援ヘルパーのサービス提供時間の維持	平成 28 年度（予定）から日常生活支援総合事業へ移行されます。制度移行までは現在の利用者数を確保していきます。
認知症見守り支援ヘルパー派遣事業の委託単価の検討	受託料の適正化について市と協議していきます。

単位：千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	13,952	17,100	19,200	22,080	22,080	22,080
利用料	1,167	2,100	2,340	2,580	2,580	2,580
受託料	12,785	15,000	16,860	19,500	19,500	19,500
支出	20,791	18,265	20,554	21,355	21,355	21,355
人件費	20,689	18,186	18,941	19,742	19,742	19,742
物件費	102	79	1,613	1,613	1,613	1,613
その他	0	0	0	0	0	0
収支	▲ 6,839	▲ 1,165	▲ 1,354	725	725	725

* 平成 28 年度以降（予定）については、生活支援事業は日常生活支援総合事業へと移行され、事業所基準の緩和により、無資格者によるサービス提供などが検討されています。福祉公社においては、これらのサービス提供の中核となっていきたいと考えております。制度の運用について市と協議しながら進めています。

* 平成 28 年度以降については、生活支援ヘルパー派遣事業に代わるホームヘルプを、単価 2,500 円で積算しました。利用者予定数については、民間事業者の参入が予定されているが、支援が必要な高齢者の増加を踏まえ、現行利用者数で算定しました。

(12) 【ホームヘルパー養成等講習事業】

<現 状>

ホームヘルパー等養成等講習事業では、介護職員初任者研修、認知症高齢者見守り支援ヘルパー研修を実施しています。平成 25 年度は定員割れのため介護職員初任者研修を実施することができず、ヘルパー現任研修を開催しました。

収入は市からの認知症高齢者見守り支援ヘルパー養成研修委託料 300 千円、補助金 281 千円です。支出が課長・係長事業費按分、サービス提供責任者の人件費で 2,023 千円です。平成 25 年度の収益は 1965 千円の赤字です。

平成 26 年度は介護職員初任者研修を実施しており、収入は市からの補助金 1220 千円、その他受講料や福祉公社の老後福祉基金等 760 千円（予定）です。支出は、課長・係長按分、サービス提供責任者の人件費 2,246 千円（予定）、講師謝礼や専門学校の賃借料などの物件費 2,855 千円（予定）となります。

また受講料 5 万円のうち、4 万円の返還金は福祉公社の老後福祉基金から支出しています。平成 26 年度は 22 名が受講し、16 名に返還する予定です。

<課 題>

①介護人材の不足が見込まれていることや、市内の他の事業所では介護職員初任者研修を行うことが難しいことから、今後も継続して、ホームヘルプセンターが介護職員初任者研修を行う必要があります。しかし、5 万円の受講料では、必要な支出を賄うことはできません。受講料や補助金の適正化を、市と協議していきます。

<取 組>

項目	内 容
受講料の検討	適正な受講料を検討していきます。それと同時に、補助金についても市役所と協議していきます。

単位：千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	589	2,280	5,014	5,014	5,014	5,014
受託料	300	300	658	658	658	658
補助金	281	1,220	3,596	3,596	3,596	3,596
その他	8	760	760	760	760	760
支出	2,554	4,489	5,014	5,014	5,014	5,014
人件費	2,023	1,467	1,467	1,467	1,467	1,467
物件費	531	2,262	2,787	2,787	2,787	2,787
その他		760	760	760	760	760
収支	▲ 1,965	▲ 2,209	0	0	0	0

平成 28 年度から補助金を 2,376 千円、受託料を 358 千円増額して計上。

(13) 【高齢者総合センター管理運営事業】

<現 状>

市の指定管理者として、センター長及び管理・社会活動センター職員7名（公社固有職員3名、市派遣職員1名、嘱託職員2名、アルバイト職員1名）で、高齢者総合センターの管理運営を行っており、全額が市の予算で賄われております。管理・社会活動センターでは、高齢者総合センター管理運営事業と社会活動センター事業を一体的に運営しているため、人件費の区分けが明確ではなく、高齢者総合センター管理運営事業における人件費の内訳は、センター長100%、管理・社会活動センター担当係長90%、市派遣職員100%、嘱託職員100%となっております。高齢者総合センター管理運営事業の支出のうち、約半分の2,800万円が人件費で、残り半分が委託費・修繕費・賃借料・消耗品等です。

委託費や賃借料の適正化のため、見積合せを隨時実施しており、平成25年度と比較して、平成26年度の委託費を1,242千円、賃借料を130千円節減することができました。しかし、ここ数年見直しを続けていたため、今後も大幅な節減を達成することは困難な見通しです。

<課 題>

- ① 武藏野市財政援助出資団体在り方検討委員会報告書において、「財援団体の自立性やガバナンスを高めるため、市は人的支援・財政的支援などの関与を必要最小限にするとともに、出資者・援助者としての監督手法を改めて検討する。」という考え方が示されていることから、市派遣職員の派遣解除を見据え、人員配置の見直しが必要です。
- ② 高齢者総合センターは開設後20年以上が経過しており、施設の維持管理経費の増加が懸念されています。

<取 組>

職員配置の適正化	市派遣職員の派遣解除による欠員を、嘱託職員で補充いたします。
施設維持管理業務の効率化	施設維持管理経費節減のため、第三者によるコンサルティング導入について市と協議していきます。

単位：千円

項目/年度	25実績	27	28	29	30	31
収入	56,587	59,945	57,493	56,009	56,009	56,009
受託料	56,578	59,935	57,483	55,999	55,999	55,999
その他	9	10	10	10	10	10
支出	56,587	59,945	57,493	56,009	56,009	56,009
人件費	28,486	31,804	27,804	27,804	27,804	27,804
物件費	27,901	28,141	29,689	28,205	28,205	28,205
その他	200					
収支	0	0	0	0	0	0

(14) 【在宅介護支援センター事業】

<現 状>

主な収入としては、委託料として 50,430 千円で、90%以上を受託料に頼っています。在宅介護支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、24 時間の相談に対応しています。市内を 6 つの在宅介護支援センターが地域ごとに分割し、当在宅介護支援センターは緑町・西久保・八幡町・中町を担当しています。高齢者のニーズは多様化しており、介護保険の相談のみならず、高度な知識や技術を求められています。自主事業としては、介護保険の居宅介護支援と認定調査を行っており、収入は 3,482 千円です。主な支出は、人件費ですが、必要経費は確保され、安定的な経営を行っています。

<課 題>

当在宅介護支援センターは、市内高齢者人口の約 4 分の 1 を担当しており、職員一人当たりの対象高齢者数では、対象高齢者人口で最少人数の在宅介護支援センターと、300 人強の差があり、相談支援体制としてきめの細かいサービス提供が行われない面を持っています。さらに、相談窓口開設当初から 21 年が経過しましたが、いまだ人的・財政的支援を受けている状況があります

<取組>

項 目	内 容
職員配置の均等化	相談支援体制の適正化を図るため、市と協議し、職員配置の均等化を図ります。
自立した経営	人的支援と財政的支援を最小限とするため、市派遣職員の引き上げを検討します。

単位：千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	53,960	52,155	58,291	58,291	58,291	58,291
介護保険	3,482	6,602	6,602	6,602	6,602	6,602
受託料	50,430	45,529	51,665	51,665	51,665	51,665
補助金	48	24	24	24	24	24
支出	53,960	52,155	58,291	58,291	58,291	58,291
人件費	49,014	47,579	52,176	52,176	52,176	52,176
物件費	4,946	4,576	6,115	6,115	6,115	6,115
その他						
収支	0	0	0	0	0	0

※平成 28 年度より派遣職員の引き上げ、1 名の嘱託職員の増員を計上。

※派遣職員と福祉公社職員の給与体系は同等とみなし、計上。

(15) 【補助器具センター事業】

<現状>

市の委託事業として、収入のすべては委託費で実施しています。介護保険サービスの住宅改修については、保険者機能の補完として全件審査に関わり、住環境整備全般について、専門職や高齢者の相談に応じております。受託収入として19,935千円を計上し、17,474千円が人件費で、住環境整備として作業療法士を常勤で、専門相談として、言語聴覚士・排泄相談員・理学療法士や建築士が嘱託となっています。物件費として、福祉用具貸出しや介護保険外の住宅改修費として4,277千円を計上しています。

<課題>

補助器具センターは、専門職のみが配置されており、職員の固定化による人件費の増加を避けられない状況にあります。今後、補助器具センターの専門職の在り方について市と協議し、事業の継続か一部変更あるいは、全廃か変更していきます。

<取組>

項目	内容
補助器具センターの在り方について	住環境整備やリハビリテーションの推進など補助器具センターの在り方について市と協議しながら検討します。

単位：千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	19,935	22,649				
受託料	19,935	22,649				
支出	19,935	22,649				
人件費	17,474	18,473				
物件費	2,461	4,176				
その他						
収支	0	0	0	0	0	0

※平成27年度中に検討し、その結果により28年度以降は計上します。

(16) 【デイサービス事業】

<現 状>

市の指定管理委託事業として実施し、収入の 86.8%は介護保険報酬と利用者負担金による介護保険収入で、84,411 千円です。その他食事利用料等の利用者負担金収入が 7,187 千円、受託事業収入として 8,212 千円があります。

受託事業収入のうち、生活支援デイサービス受託料が 4,710 千円ありますが、介護保険収入が順調に推移したため、昨年は 3,350 千円返金しました。支出は半分以上の 63,000 千円は人件費で残り半分は送迎バス・給食委託費、賃借料・講師謝礼・消耗品費等です。

施設及び施設の維持管理経費については公の施設であり、市の予算で賄われており、現状では、介護保険収入と受託料収入の範囲内で運営を行っています。

<課 題>

① 「施設から在宅へ」の移行を背景に、医療処置、入浴、臨時利用、緊急対応等、利用者ニーズは多様化しており、財政援助出資団体が運営するデイサービスとして、これらの利用者を積極的に受け入れていく必要がありますが、生活支援デイサービス受託料の廃止が検討されています。

※平成 24 年度実施 武藏野市事務事業（補助金）評価（二次評価）

生活支援デイサービス対象者の減少により、実態として介護保険のデイサービスへの上乗せとなっているため、今後計画的に事業を廃止していくこととし、平成 25 年度においては事業者に対する算定基準を統一することにより、委託料の見直しを行います。

② 介護保険収入の増加については、現在でも通常規模デイサービスとして稼働率 90%以上のご利用者を受け入れており困難です。また、規模拡大による增收については、財政援助出資団体が運営するデイサービスとしては、他の民間事業者との均衡を考慮する必要があります。

③ 支出については、人件費増大の原因としては正規職員が 4 名（内主任 2 名・看護師 2 名）を配置し、他の事業所と比較して手厚い配置を行っていることがその要因と考えられます。しかし、このうち看護師 2 名に対しては、公的施設として民間事業所が受け入れ困難な場合の受け入れや緊急時の受け入れ、また個別機能訓練加算を取得するためには必要です。このために必要な人員配置の経費については確保していく必要があります。

④ 現在、送迎は委託により行っていますが、この委託費も支出増大の原因の一つとして考えられます。委託契約を終了しアルバイト雇用で運営していく方法もありますが、送迎車の維持・管理、人材の確保・事故対応等リスクも考えられます。今後の対応は検討していく必要があります。

<取組>

項目	内容
機能訓練指導員の常時配置	機能訓練指導員の配置基準を満たすことで個別機能訓練加算を確実に取得します。また、新たな加算取得も今後検討していきます。
職員配置の適正化	①正規職員の配置を見直し2名を嘱託化します。 ②現在正規職員が行っている送迎バスの運転を非常勤に変更します。
利用ニーズの多様化に対応するための補助金確保	現在の生活支援デイサービス受託料に代わる医療、緊急対応等多様化するニーズに対応するための補助金確保を図っていきます。
委託金の適正化	バス送迎の在り方、委託の必要性を検討していきます。

これらの取り組みにより、収支相償を目指します。ただし、職員の嘱託化は平成31年度まで退職予定者がいないため、平成31年度に向けて対処していきます。また、新たな加算取得、送迎バス委託については、検討結果によって対応していきます。

単位：千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	97,237	102,686	103,686	103,686	103,686	103,686
介護保険受託料	84,410 4,846	86,400 8,212	87,400 8,212	87,400 8,212	87,400 8,212	87,400 8,212
その他	7,981	8,074	8,074	8,074	8,074	8,074
支出	97,237	102,686	105,248	105,248	105,248	103,686
人件費	63,603	68,443	68,443	68,443	68,443	66,881
物件費	33,487	34,243	36,805	36,805	36,805	36,805
その他	147	0	0	0	0	0
収支	0	0	▲1,562	▲1,562	▲1,562	0

(17) 【社会活動センター事業】

<現 状>

社会活動センター事業は指定管理委託事業として実施し、境南小ふれあいサロン運営事業は市の委託事業として実施しております。いずれの事業も全額が市の予算で賄われており、センター長及び管理・社会活動センター職員 7 名（公社固有職員 3 名、市派遣職員 1 名、嘱託職員 2 名、アルバイト職員 1 名）で運営しております。

管理・社会活動センターでは、高齢者総合センター管理運営事業と社会活動センター事業を一体的に運営しているため、人件費の区分けが明確ではなく、社会活動センター事業における人件費の内訳は、管理・社会活動センター担当係長 10%、公社固有職員 100% × 2 名、嘱託職員 100%、アルバイト職員 100% となっております。なお、体育指導員を兼務していた嘱託職員が平成 26 年度途中に退職して、外部講師となつたため、現在はアルバイト職員を 1 名増員して欠員を補っていますが、平成 27 年度からは指導講座を持たない嘱託職員を補充する見込みです。また、主に境南小ふれあいサロン運営事業を担当していたアルバイト職員が、平成 27 年度で定年に達します。

社会活動センター事業と境南小ふれあいサロン運営事業の主な支出は、人件費が 1,900 万円、委託費が 1,800 万円、諸謝金が 1,300 万円となっております。

また、福祉公社独自事業として、墓会所や講座開催場所としての機能を持つ「ふれあいまつもと」を運営しています。経費については、全額を公社が負担しており、利用料収入 34 万円に対し、138 万円の支出がありました。主な支出は、施設の管理を行う協力員の人件費が 120 万円、光熱水料費等の施設維持管理経費が 18 万円です。

<課 題>

- ① 体育指導員を兼務していた嘱託職員が平成 26 年度に退職して、外部講師となつたため、平成 27 年度以降の諸謝金支出が 1,915 千円増加する見込みです。
- ② 「ふれあいまつもと」は支出超過になっていることが課題ですが、その在り方については、第 2 次中長期事業計画において、運営継続の必要性や、継続する場合の收支相償の方策、併せて多種の機能を持つ福祉拠点としての活用法を検討することとなっております。

<取 組>

項目	内 容
職員配置の適正化	職員の配置を見直し、定年に達するアルバイト職員 1 名の補充を行わず、既存職員で対応いたします。
ふれあいまつもの在り方検討	第二期中長期事業計画の検討結果により、対応します。平成 31 年度までに、補助事業等とする結果に至らない場合は、事業を廃止します。

単位 : 千円

項目 / 年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	53,492	57,573	58,333	58,333	58,333	58,093
自主事業	61	168	168	168	168	168
受託料	52,093	56,392	57,152	57,152	57,152	57,152
その他	1,338	1,013	1,013	1,013	1,013	773
支出	54,306	58,830	59,590	59,590	59,590	58,093
人件費	19,418	18,680	17,980	17,980	17,980	16,682
物件費	34,888	40,150	41,610	41,610	41,610	41,411
その他						
収支	▲ 814	▲ 1,257	▲ 1,257	▲ 1,257	▲ 1,257	0

(18) 【北町高齢者センター管理運営事業】

<現 状>

市の指定管理委託事業として実施し、収入の 77.1%は介護保険収入で、58,542 千円です。その他に食事利用料等の利用者負担金収入が 5,117 千円、受託事業収入として 10,117 千円、職員・ボランティアの食事負担金等の雑収入が 2,114 千円あります。

受託事業収入は、①小規模サービスハウス管理運営事業受託料②デイサービス管理運営事業受託料③生活支援デイサービス事業受託料④デイ食事助成事業受託料からなり、③の生活支援デイサービス事業受託料については、25 年度は、予算上は 7,335 千円でしたが、効率的な運営を行ったことにより決算額は 1,670 千円となっています。なお、本委託料については、市の事務事業見直しにより廃止が検討されているところです。

支出は人件費が 52,021 千円と支出の 69%を占めていますが、所長の報酬 3,870 千円が含まれています。

施設及び施設の維持管理経費については、公の施設であり、市の予算で賄われており、現状では、介護保険収入と受託料収入の範囲内で運営を行っています。

<課 題>

- ① 北町高齢者センターの原点は、地域交流の場として気軽に立ち寄れるコミュニティサロンでしたが、現在は、介護保険制度の中で長時間のサービス提供を行っており、軽度の認知症高齢者の居場所としての役割が増えています。27 年度介護保険制度改革により、高齢者人口の増加に向けて、予防通所介護は介護保険給付からはずれ、地域支援事業へと再編されていく流れがある中で、地域がセンターに求める役割が、要支援の方々を主な対象とするのか、軽～中度の認知症の方々なのか、それにより老朽化した施設整備の在り方や営業・職員体制が変わってきます。公設の施設として民間サービスの不足する部分を補う役割があり、地域のニーズを調査して在り方を決める必要があります。
- ② 市では生活支援デイサービス利用者の減少により事業の委託料の廃止を検討しています。しかしながら医療ニーズの高い利用者の受け入れや認知症重度者等の受け入れ体制を構築するために運用されてきた実態があるため、今後も手厚いケアを提供するための事業費として必要です。
- ③ 設立の経緯から一般のデイサービスでは行われていないサービスを提供しており、見直しが必要です。
- ④ 27 年度の介護報酬改正で、現在の体制では報酬が切り下げられる見通しであり、物理的に定員は増やせない状況の中、収入を増やすには稼働率を少しでも上げる工夫が必要です。
- ⑤ 今後の所長職のあり方について検討する必要があります。

<取組>

項目	内 容
地域がセンターに求める役割の検討	今後求められる施設の役割により、自立的な運営を行うデイサービスセンターとするのか、より公益性の高い施設としていくのか市と検討を行います。検討結果により必要な市の支援を得ていきます。
ケア充実のための補助金の確保	生活支援デイサービス委託料に代わるケア充実のための補助金の確保に努めます。
サービス見直しによる経費削減	①大型バスによる遠方へのバスハイクは、現在の利用者にとっては負担が大きいことから、送迎バスを使った近場でのバスハイクに変更し、バス賃借料・高速料金を削減します。 ②食材の鮮度にこだわってきましたが、20年前に比べ冷凍技術や物流管理の改善があるため、冷凍食品も活用し、仕入先等を見直すことで、良質で安価な食材を追求します。 ①②のほか、消耗品等の支出を抑え、28年度には物件費1%削減します。
稼働率の向上	休止利用者を登録からはずすることで、28年度には稼働率9割に上げ、5%増収を目指します。
所長職の検討	所長職の在り方について市と協議していきます。

単位：千円

項目/年度	25 実績	27	28	29	30	31
収入	75,891	74,991	72,520	72,520	72,520	72,520
介護保険	58,542	52,198	54,807	54,807	54,807	54,807
受託料	10,117	14,810	9,727	9,727	9,727	9,727
その他	7,231	7,986	7,986	7,986	7,986	7,986
支出	75,891	7,4991	72,520	72,520	72,520	72,520
人件費	52,021	54,592	50,498	50,498	50,498	50,498
物件費	23,870	20,399	22,022	22,022	22,022	22,022
その他	0	0	0	0	0	0
収支	0	0	0	0	0	0

* 27年度は介護報酬改定により、介護保険収入1割減の見込み

* 28年度から、稼働率改善により介護保険収入5%増収の見込み

* 27年度は、送迎バス運転手の費用を活動費から人件費に移しているために人件費増額

* 28年度、1%経費削減しているが、総務課の按分を入れたために物件費増額

第二期中長期事業計画策定委員会

◎事務局長兼総務課長	福島文昭
○在宅サービス課長	荒井好美
高齢者総合センター長	服部哲治

◎委員長　○副委員長

第二期中長期事業計画策定委員会ワーキングチーム

◎在宅サービス課長補佐兼後見係長	小林ひとみ
在宅サービス課居宅介護支援係長兼訪問介護係長	高橋洋子
○高齢者総合センター課長補佐兼管理・社会活動センター担当係長	小野宗祐
高齢者総合センター在宅介護支援センター担当係長兼補助器具センター担当係長	松原友子
高齢者総合センターデイサービス担当係長	方波見美穂
北町高齢者センター担当係長	上田令子
総務課管理係長	高橋彰
総務課主査	新谷まどか

◎委員長　○副委員長

第二期中長期事業計画・財政健全化計画
(平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度)

平成 27 年 2 月 6 日
公益財団法人武藏野市福祉公社
〒180-0001 武藏野市吉祥寺北町 1 丁目 9 番 1 号
TEL0422-23-1165